

令和2年定例会

環境生活農林水産常任委員会説明資料

◎ 所管事項説明

1 「『令和2年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」 への回答について	1
2 新型コロナウイルス感染症への対応について	3
3 令和2（2020）年版 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次 報告書について	8
4 「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」 のあり方（中間案）について	13
5 第3次三重県男女共同参画基本計画（中間案）について	45
6 令和2〔2020〕年版 三重県男女共同参画年次報告書について	48
7 令和2年版 三重県飲酒運転0をめざす年次報告書について	54
8 「三重県交通安全条例（仮称）」の基本的な考え方（中間案） について	65
9 次期の三重県における廃棄物処理計画の策定に係る基本的な考え方 について	68
10 プラスチック対策の推進について	72
11 みえスマートアクション宣言事業所登録制度について	75
12 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について	77
13 指定管理候補者の選定過程の状況について	112
14 各種審議会等の審議状況について	125

- 別冊1 令和2（2020）年版 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン
年次報告書
- 別冊2 「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例
（仮称）」のあり方（中間案）
- 別冊3 第3次三重県男女共同参画基本計画（中間案）
- 別冊4 「三重県交通安全条例（仮称）」の基本的な考え方（中間案）

令和2年10月7日
環境生活部

1 「『令和2年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

第1編(第二次行動計画の評価)

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
154	大気・水環境の保全	環境生活部	水環境の保全については、関係部局と連携のうえ、水質改善の観点からだけではなく、生態系の維持や生物が豊かに住むことができるといった観点からも検討し、取り組まれたい。	現在、環境省において第9次水質総量削減のあり方について中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会で検討が進められており、第3回の同委員会で三重県として、水質保全に加えて、藻場・干潟・浅場再生による生物生息環境改善を含めた総合的な水環境改善が必要であることを申し入れたところです。 引き続き、農林水産部および県土整備部と連携し調査研究等を進め、良好な水質と併せて生物多様性や生物生産性が確保され、漁業や観光の振興を通じて地域の活性化につながる、「きれいで豊かな海の確保」の観点を取り入れた取組を実施していきます。
211	人権が尊重される社会づくり	環境生活部	県民指標や活動指標の一部について、平成27年度現状値と令和元年度の実績値が同程度で目標値には達していないため、人権が尊重される社会づくりが進むよう、より一層取り組まれたい。	人権が尊重される社会の実現に向け、人権啓発・教育および人権相談の一層の充実に努めてまいります。具体的には、啓発にかかる広報媒体や開催手法を工夫するなど、県民の皆さんのが人権に対してより関心を高めていただけるよう改善していきます。また、相談員の資質向上のため、専門研修の内容を対象者のニーズに、より応じたものになるよう工夫し、人権相談の充実につなげていきます。

第2編（第三次行動計画の評価）

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
142	交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	環境生活部	副指標の飲酒運転事故件数が前計画でも目標値に達していないため、アルコール依存症等に関する取組についてはより一層関係部局との連携を強めて取り組むとともに、飲酒運転の件数を減少させる取組などについても検討されたい。	飲酒運転事故件数の目標については、平成29年度以降は目標を達成することができませんでしたが、平成25年度の「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」施行後、事故件数は長期的には減少傾向にあります。 今年度行っている「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」の見直しの中で、関係部局や関係事業者の方々との連携を強化するとともに、より進んだ取組を基本計画に盛り込み、飲酒運転ゼロに向けて取り組んでいきます。
213	多文化共生社会づくり	環境生活部	義務教育を受ける機会を保障する夜間中学に関して、これまでの調査研究や、外国人住民等にかかる各地域の現状や市町の意見等も踏まえ、設置することも含め検討されたい。	昨年度に実施した夜間中学等に関するニーズ調査結果等をふまえ、今年度は、市町や学識経験者、民間団体など幅広い分野の方で構成される検討委員会において、就学機会確保のための方策について協議を行い、今後の方向性を検討していきます。

2 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症により傷ついた暮らしと経済の再生・活性化を図るため、「命」と「経済」の両立をめざす「みえモデル」に掲げた取組を次表のとおり推進しています。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況や県民の皆さんニーズをふまえ、9月補正（第7号）予算事業も含め、「みえモデル」の取組等を着実に実施していきます。

<第2ステージ：感染症収束と経済回復の両立ステージ>

取組内容		担当課	予算 計上	本冊 頁
I 県民の命を守り抜く感染拡大の防止				
1	<p>(3) 学校等における感染防止対策</p> <p>【県立図書館における感染防止対策の徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県立図書館利用者の図書資料からの感染の不安を取り除くため、書籍消毒機により図書資料へのウイルスの付着防止対策を行う。 <p>※ 図書除菌機の導入：2台</p>	文化振興課	6月 補正 (第5号)	14
IV 安全・安心な暮らしの再構築				
2	<p>(1) 苦境に立つ人々への支援</p> <p>【新型コロナウイルス感染症にかかる学生支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業料以外の教育費の負担を軽減する高校生等奨学給付金および私立高校生等奨学給付金について、感染症の影響により家計が急変した世帯を新たな支給対象として、申請の随時受付や入学時の負担が大きい新入生への支給の一部前倒しを行うとともに、授業料の減免や修学奨学金の緊急貸付を行う。また、これらの制度が活用されるための情報提供を行う。 <p>※ 家計急変世帯への支給： 9名（9月30日現在） 新入生への前倒し支給： 85名（9月30日現在）</p>	私学課	4月 補正 (第2号)	45
3	<p>【未利用食品の活用による生活困窮者等への支援】</p> <p>【DX】(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品ロスの削減に向けて未利用食品の有効活用が課題となっている中、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の雇用経済が大きな打撃を受けて生活困窮者等への支援が求められており、関係団体、NPO、企業等と連携し、生活困窮者等へタイムリーに未利用食品を提供するため、ICTを活用した仕組みづくりを進める。 	廃棄物・リサイクル課	6月 補正 (第5号)	45

取組内容		担当課	予算 計上	本冊 頁
4	<p>【消費者トラブル防止のための情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症に便乗した悪質商法等による消費者トラブルの防止や特別定額給付金制度を悪用した詐欺等による被害の防止のため、さまざまな情報媒体を活用した注意喚起を実施する。 <p>※ 9つの情報誌に掲載</p>	くらし・ 交通安全課	6月 補正 (第5号)	46
5	<p>【NPOへの支援】【DX】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ みえ市民活動ボランティアセンターなどの中間支援組織と連携し、各種支援制度やオンラインの活用、事業展開に関するきめ細かな相談と伴走型支援を行い、地域課題の解決に取り組むNPOによる組織の維持や、中断していた活動の再開を支援することで、ますます悪化・深刻化する県民（とりわけ要配慮者）の課題の一刻も早い解決を図る。 <p>※ 相談・伴走型支援： 142件 オンラインセミナー： 54回</p>	ダイバーシティ社会推進課	6月 補正 (第4号)	46
6	<p>【NPO活動再開支援事業】【DX】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NPOがオンラインを活用した新たな活動を進めながら、対面での取組も併用する効果的な活動の展開を支援する。また、NPOが活動を再開する際、みえ県民交流センターを使用した場合に、その会場使用料を支援する。 さらに、NPOが各地域の市民活動センターにおいて、オンラインシステムを活用した活動を行う場合についても、その会場使用料を支援する。 <p>※ 活動再開支援事業補助金の交付：25団体</p>		9月 補正 (第7号)	
7	<p>(3) 新しい生活様式の定着</p> <p>【新しい生活様式を取り入れた消費行動の推奨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ デマに惑わされない安心して落ち着いた消費行動や「お買物エチケット」等の新しい生活様式の実践に関する普及啓発を実施する。 <p>※ 9つの情報誌に掲載</p>	くらし・ 交通安全課	6月 補正 (第5号)	48
8	<p>【エシカル消費の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者が新たな日常において、感染症対策を含む社会的課題の解決に取り組む事業者を応援しながら、消費活動を行う「エシカル消費」の普及啓発に取り組む。 	くらし・ 交通安全課	当初	48

取組内容		担当課	予算 計上	本冊 頁
9	(4) 県立文化施設の機能向上等 【県立文化施設キャッシュレス化事業】【DX】 ○ 県立文化施設の観覧料等の対面での決済について、新しい生活様式を踏まえるとともに、支払い方法の多様化による県民の利便性の向上のため、キャッシュレスの導入を進める。	文化振興課	6月 補正 (第5号)	48
10	【図書館パワーアップ事業】【DX】 ○ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により自宅で過ごす時間が増加したことから、身近な図書館で図書の貸借・返却を行うオンライン予約配送サービス(e-Booking)の利用促進を働きかけるとともに、ニーズに応じた蔵書を増やして読書活動の推進を図る。	文化振興課	6月 補正 (第5号)	48
V 分断と軋轢からの脱却				
11	【デマの拡散や差別・偏見をなくすための取組】【DX】 ○ 新型コロナウイルス感染症の患者やその家族、医療従事者等への差別・偏見、デマの拡散等の行為は、人権侵害であり、許されないことを早期に周知するため、テレビ、ラジオにより広く呼び掛ける。 ※ ラジオ、テレビスポット放送：延べ約630回 (9月30日現在)	人権課	6月 補正 (第4号) (第5号)	53
			8月 補正 (第6号)	
12	【インターネット上の差別に対する取組の強化】 ○ 感染患者等へのインターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリングについて、市町や関係機関に呼びかけ、幅広く頻回に実施するとともに、違法な書き込み等に対する削除要請等の早期対応を行う。また、インターネット上の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性のある対策を早急に実施するよう国へ要望する。 ※ 不適切な書き込み発見数：224件（8月31日現在）	人権課	6月 補正 (第5号)	54

取組内容		担当課	予算 計上	本冊 頁
13	<p>【外国人住民への相談体制・情報発信の充実】</p> <p>○ 生活に困窮する外国人住民の相談が増加傾向にあることから、みえ外国人相談サポートセンター（Mie Co）における相談員の増員（2名体制）の期間を延長するとともに、社会保険労務士等による緊急専門相談会を拡充する。</p> <p>※ 相談員の増員：1名 相談件数：297件（9月30日現在）</p>	ダイバーシティ社会推進課	4月 補正 (第1号)	54
			6月 補正 (第4号)	
			8月 補正 (第6号)	
14	<p>【性犯罪・性暴力の根絶に向けた啓発】【DX】</p> <p>○ 感染症に伴う社会・経済状況の変化により、性犯罪・性暴力被害が増加する懸念があるため、性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、どのような状況でも許されるものではないということを、使用する機会が増えたインターネットやSNSの手段を用いて広く、繰り返し呼びかける。</p> <p>また、「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」において、SNS相談等を活用しながら、被害者に寄り添ったきめ細かな支援を行う。</p> <p>※ 相談件数：31件（9月30日現在）</p>	くらし・交通安全課	4月 補正 (第2号)	55

VII 新たな人材育成への転換

15	<p>(1) 学びの継続と新しい学びの場づくり</p> <p>【私立学校におけるICT環境の整備とオンラインによる学習支援に関する国への要望】【DX】</p> <p>○ 私立学校における児童生徒1人1台端末等の導入後のランニングコスト、通信料、更新費用、有償ソフトウェアの購入等に係る財政的支援を国に要望する。</p> <p>また、家庭におけるオンライン教育に必要な端末等の貸出支援や通信費等に係る財政的支援を国に要望する。</p>	私学課	不要	57
----	--	-----	----	----

<第3ステージ：新たな日常の創造と未来への進化ステージ>

取組内容		担当課	予算 計上	本冊 頁
IV 安全・安心な暮らしの再構築				
16	<p>(1) 苦境に立つ人々への支援</p> <p>【新たな日常におけるN P Oの活動モデルの構築】【DX】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ N P O活動において、W e b会議システム等の活用の横展開を促進するため、活動モデルを構築する。 <p>※ ZOOM交流会：1回（27名）</p>	ダイバーシティ社会推進課	6月 補正 (第5号)	51
17	<p>(3) 県立文化施設の機能向上等</p> <p>【遠隔地域等での総合博物館活用を進めるためのデジタルアートリーチキットの開発】【DX】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔地域や直接来館することが困難な方に総合博物館を活用していただくため、博物館資料をもとにした学習教材に加え、遠隔授業等が可能な機材をセットにしたデジタルアートリーチキットを開発する。 	文化振興課	9月 補正 (第7号)	52
18	<p>【県立文化施設の新たな活用と文化芸術の活動環境づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県立文化施設での新しい生活様式に対応した公演等の開催や新たな利用形態の検討・試行を行う。また、文化芸術活動を行う方々について、ニーズを聞きながら活動ができる環境づくりに取り組む。 <p>※ 対象施設利用時の補助申請：9月1日から受付開始 市町文化施設担当者研修参加者数：延べ72名</p>	文化振興課	8月 補正 (第6号)	52
			9月 補正 (第7号)	

※【DX】：デジタル・トランスフォーメーション

I C Tの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。従来の情報化／I C T利活用では、既に確立された産業を前提にその産業の効率化や価値の向上を実現するものであったのに対し、デジタル・トランスフォーメーションにおいては、その産業のビジネスモデル自体を変革していく。

3 令和2（2020）年版 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン 年次報告書について

「三重県人権施策基本方針（平成27年12月第二次改定）」に基づき、「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（計画期間：平成28年度～令和元年度）に掲げる各施策の令和元年度の取組状況等について、年次報告書（別冊1）として取りまとめました。

1 年次報告書の構成

年次報告書は、次の項目により構成しています。

- (1) データからみた状況
- (2) 県の主な取組状況（令和元年度の取組実績、成果と課題）
- (3) 県以外のさまざまな主体による取組状況
- (4) 今後の取組方向（令和2年度以降）

2 年次報告書の概要

（1）各施策体系における主な取組状況等

①人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるさまざまな主体の実践例を把握するため、県内の企業、住民組織、団体等を対象に調査を実施しました。団体等の実践例について県ホームページ等で情報発信するとともに、地域での取組を促進するため、研修会等への講師派遣による支援に取り組みました。

また、平成29年度に策定した「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、^{きらり}多様な社会へ～」に基づき、その考え方の浸透を図るため、高等教育機関と連携した講座やワークショップの開催などに取り組みました。

【課題】

人権が尊重される社会を実現するためには、県民の一人ひとりが人権についての理解と知識を深め、地域におけるさまざまな活動が人権尊重の視点に立て行われることが必要です。

②人権意識の高揚のための施策

効果的な啓発活動を推進するため、広報媒体を活用した感性に訴える啓発や、スポーツ組織との連携による取組等、さまざまな手法を活用した啓発を行いました。

また、学校教育における人権教育を推進するため、市町等教育委員会や学校を訪問し、県内の公立小中学校等や県立学校で人権教育カリキュラムが作成・活用されるよう助言等を実施しました。

【課題】

人権啓発の推進については、「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果をふまえ、啓発手法等の工夫を行うとともに、新型コロナ感染症対策下の啓発方法についても検討していく必要があります。また、人権教育については、学校の教育全体を通じて児童生徒の発達段階に応じた教育を推進する必要があります。

③人権擁護と救済のための施策

さまざまな悩み等を抱える相談者や被害者を支援するため、県人権センターにおいて、電話や面接による相談対応を行うとともに、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」や、県男女共同参画センター「フレンテみえ」等の公的機関においても、相談内容に応じた相談窓口を設置し、助言等の支援を行いました。加えて、外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談内容を一元的に受付ける「みえ外国人相談サポートセンター（M i e C o）」を開設したほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、不安や心身の不調を感じている県民の皆さんや医療従事者を対象とした相談窓口を開設しました。また、各種相談事業に従事する相談員等を対象に、専門知識の習得や資質向上を図るために研修会等を開催しました。

【課題】

相談業務に携わる職員が多様化・複雑化する人権相談に的確に対応することができるよう、必要な知識やスキルの習得を支援するとともに、相談機関等の連携を強化していく必要があります。

④人権課題のための施策

人権の課題解決に向けて、以下の取組を進めました。

- ・同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、県民人権講座において、「ネット上の差別投稿とこれからの教育・啓発」をテーマに講演会を開催するとともに、同和問題に関するリーフレットを継続して配布しました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」や「人権啓発懇話会総会講演会」を開催し、人権意識の高揚に向けた啓発を促進しました。
- ・教育的に不利な環境下にある子どもの自尊感情や学習意欲の向上を図るため、学校・家庭・地域が連携し、学習支援や体験活動を実施しました。

- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、地域リーダー養成講座や男性を対象とした講座等を開催し、啓発活動を推進するとともに、企業や学生・生徒等を対象にセミナーや講座を開催し、生涯を通じた男女共同参画意識を高めるための教育・学習の機会を提供しました。
- ・「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(2018年度～2020年度)に基づく障がい者福祉施策の取組や、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」および障害者差別解消法に関する取組として、相談窓口の設置や「三重県障がい者差別解消支援協議会」および「こころのバリアフリー推進イベント」の開催など、さまざまな機会を捉えた普及啓発を実施しました。また、県民の皆さんや企業の障がい者雇用への理解を深めるため、講座の開催や「三重県障がい者雇用推進協議会」における情報交換、農林水産業への就労機会の新たな場づくりを行うなど、障がい者の就労への環境づくりを推進しました。
- ・「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第7期三重県介護保険事業支援計画・第8次三重県高齢者福祉計画）」(2018年度～2020年度)に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を実施しました。また、介護保険を利用する低所得者の利用者負担を軽減することにより介護サービスを利用することができるよう、ホームヘルプサービス、通所介護サービス等の利用者負担の軽減を行う社会福祉法人を支援しました。
- ・「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づき、外国人住民の社会参画を促進するため、有識者、NPO等の団体、外国人住民、市町等で構成する「三重県多文化共生推進会議」を開催し、多文化共生社会づくりに向けた取組の成果を検証するとともに、「三重県多文化共生社会づくり指針」の改正案について意見聴取を行いました。外国につながる子どもに対する就学前支援教室(プレスクール)の新規立ち上げに必要となる、人材を育成するための研修会を開催するとともに、カリキュラムや教材を「三重県プレスクールマニュアル」として作成しました。また、ヘイトスピーチ解消法等について理解していくため、啓発パンフレット、ポスターを作成し、関係機関等に配付するとともに、講座等を開催し、啓発に努めました。
- ・「三重県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため「三重県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。また、犯罪被害者等の人権問題について県民の皆さんとの理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を高めるため、「命の大切さを学ぶ教室」や「犯罪被害者支援を考える集い」等を開催するとともに、犯罪被害者等に対して、各種相談窓口の周知や部内カウンセラーによるカウンセリングの実施などの精神的支援、「三重県犯罪被害者等見舞金」の給付や診断書料等の補助などの経済的支援を実施しました。

- ・インターネット上の差別的な表現の書き込みに対応するモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡散防止に努めるとともに、人権侵害に関する書き込みについては、津地方法務局に通報するなどして、削除に向けた取組を実施しました。また、インターネットやSNS環境における人権侵害と適正利用についての啓発講座等を開催しました。
- ・性的指向・性自認に関する人権について、パネル展示のほか、啓発セミナーで取り上げるなど、理解を深めるための取組や県職員向けガイドラインを策定し、職員研修等を実施しました。また、アイヌ文化活動アドバイザー等を招き、アイヌの人びとに関する県民人権講座を開催しました。

【課題】

近年の社会の急激な変化や、新型コロナウイルスに関連した誹謗中傷等の人権侵害が発生する中で、県民の皆さんのがん権について正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中での態度面、行動面等に根付くことにより、人権が尊重される社会が実現されるよう、国や市町、さまざまな主体との連携、協力による取組を推進していく必要があります。

(2) 今後の主な取組方向（令和2年度以降）

①人権が尊重されるまちづくりのための施策

令和元（2019）年度に策定した「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下「第四次行動プラン」という。）に基づき、住民組織・NPO等の団体、国、市町等と連携・協働して、人権施策を推進し、人権が尊重されるまちづくりが県内全域に広がるよう、住民、企業、NPO等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を実施します。また、人権が尊重されるまちづくりに取り組む企業、住民組織、NPO・団体等の活動状況を調査し、実践例を積極的にPRしていくことにより、人権が尊重されるまちづくりに取り組む団体等の拡大をめざすとともに、ダイバーシティ社会の実現に向け、取り組みます。

②人権意識の高揚のための施策

平成28（2016）年度に人権に関する個別法が相次いで施行されたこと等もふまえながら、さまざまな人権課題について、より多くの県民の皆さんに啓発の機会を提供できるよう、手法を工夫し啓発事業を実施します。特に、新型コロナウイルス感染症に関して、患者やその家族、医療従事者等への差別・偏見、デマの拡散等の行為は、人権侵害であり、許されないことを早期に周知するため、テレビ・ラジオによるスポット放送を実施します。また、人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識と実践行動につながる意欲等を育てるため、人権教育カリキュラムに沿った取組を進めます。

③人権擁護と救済のための施策

多様化・複雑化する相談内容に的確に対応することができるよう、相談員等を対象とする研修会等を開催し、資質向上を支援するとともに、相談機関等相互の連携強化を推進します。新型コロナウイルス感染症に起因する生活不安・ストレスにより、DVについても増加が懸念されることから、被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けられるようSNS相談等を活用した相談機能の拡充等を行います。また、外国人住民からの生活相談に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活不安に対し、きめ細かに対応する体制を、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において構築するとともに、インターネット上の差別的な表現の書き込み等に対してモニタリングを実施し早期の発見・拡散防止や、国等と連携し早期の削除に努めます。

④人権課題のための施策

社会・経済状況の変化に伴って、人びとの意識も変化し、人権課題も多様化・複雑化していることから、国や市町、関係機関等とも連携し、課題の把握に努めるとともに、さまざまな人権に関わる課題を解決していくため、第四次行動プランに基づき人権施策の着実な推進に努めています。

3 今後の取組方向

年次報告書は、県のホームページにおいて公表するとともに、冊子を市町や国等関係機関に配付し、情報共有を図ります。

これらの取組の成果と課題をふまえ、市町等をはじめ、県民の皆さん、NPO・団体、企業等さまざまな主体と連携、協力しながら、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発をはじめとする取組を推進します。

4 「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」のあり方（中間案）について

1 検討状況

県では、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、性的指向・性自認についても社会の理解が広がり、性の多様性を認め合うよう、新たな条例について、今年度内の制定をめざし、検討を進めています。

これまで、県内のL G B Tなどの当事者アンケートの実施（令和2年7月）、学識者および当事者支援団体代表等で構成する「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）」検討会議の開催（8月、2回）、経済団体や労働組合、学校などの各方面への個別聴取の実施などを行ってきました。

こうしたことから、性的指向・性自認についての、「社会全体（県民）の理解を深めること」、「相談や情報提供などの支援による不安の解消」、「地域、学校、職場など暮らしにおける困難の解消」に向けて取り組むべきであると考えます。

参考：別紙1 L G B T等県内当事者アンケート結果概要

別紙2－1 第1回条例検討会議（令和2年8月5日）の意見概要

別紙2－2 第2回条例検討会議（令和2年8月31日）の意見概要

別紙3 各方面への聴取概要（令和2年8月実施）

別紙4 自治体パートナーシップ制度について

2 条例の名称

「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」

一人ひとりの性の多様性が尊重され、性のあり方にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会づくりを三重県全体で進めるという目的を表す、わかりやすい名称を考えています。

3 条例のあり方（中間案）の概要（図は資料1）

（1）条例の目的

この条例は、性的指向および性自認が尊重される社会の推進に関する基本理念を定め、県、市町、県民、事業者および教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、全ての人の性の多様性が尊重され、多様な生き方を認め合う社会（以下「性の多様性が尊重される社会」という。）の実現に寄与することを目的とします。

性的指向… 人の恋愛又は性的な関心の対象についての指向

性自認 … 自己の性別についての認識

（2）基本理念

①施策推進のあり方

性の多様性に関する施策の推進は、性的指向および性自認にかかわらず、「人権の尊重がなされる」、「社会参画の保障と能力発揮の機会の確保」、「多様な生き方の選択ができる」よう、行われなければならない旨をうたいます。

②共通認識

「性的指向又は性自認を理由に不当な差別的取扱いをしてはいけないこと」
 「カミングアウトの強制(および禁止)やアウティングをしてはいけないこと」
 が、社会の共通認識となり、差別等の未然防止につながるよう、訓示的な規範として明示します。

カミングアウト…本人自身が、自発的に他者に知られていない自らのこと
 を表明すること

アウティング…カミングアウトの内容を本人の同意なく、他の人に伝えること

(3) 各責務・県の基本計画

県は、この条例に掲げる、啓発・広報、教育の推進、相談対応等、社会生活・社会参加における対応等の基本的な施策に関して、次期男女共同参画基本計画および実施計画に取組を位置づけ、男女共同参画審議会において審議し、毎年、施策の実施状況について公表するとともに、施策の実施にあたっては、性の多様性に配慮し、国、市町等と連携、協力します。

市町は、市町が実施する施策において、性の多様性に配慮するよう努めることとします。

県民、事業者、教育関係者の責務として、性の多様性についての理解を深め、性の多様性が尊重される社会の実現に向けて努めることとします。

(4) 基本的施策

①啓発・広報

県は、県民、事業者等の理解を深め、性の多様性が尊重される社会の実現に向けた県民等の自発的な活動を促すために必要な啓発、広報を行います。

また、県は、職員に対する研修、啓発を行うこととし、市町、学校、事業者は、その組織内での研修、啓発に努めることとします。

②教育の推進

県は、市町等と連携し、学校教育、社会教育において、性の多様性に関する人権教育の推進を図ることとします。

③相談対応等

L G B Tなどの当事者からの相談だけでなく、学校、職場、家庭、地域などの相談も増加することが考えられます。県は、性の多様性に関する相談窓口を設置し、関係機関と連携し、適切な相談対応および必要な情報提供等を行う体制を整えるとともに、寄せられた声や事例を蓄積するなどし、相談対応等の充実に努めることとします。

また、学校や事業者は、児童生徒および職員、従業員が、性の多様性に関する相談ができるよう、適切な対応に努めることとします。

④社会生活および社会参加における対応

県は、性的指向および性自認にかかわらず、児童、生徒等が安心して学び、育つ環境づくりや誰もが安心して働く環境づくりについて、合理的な配慮に努めることとします。

⑤事業者等への支援

県は、関係機関等と連携して、学校、事業者の啓発や相談対応等の取組を支援するとともに、優良団体の顕彰制度を設けるなどし、各団体の取組の促進を図ります。

4 県民の皆さんへの意見募集（パブリックコメント）等の実施について

①実施期間（予定） 10月中旬～11月中旬

②意見募集のための配付資料

- ・別冊「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」のあり方（中間案）
- ・条例のあり方（中間案）の概要

③その他

県民の皆さんへのパブリックコメントに合わせ、県内各市町に意見照会をするとともに、企業、学校など各方面への個別の聴取も行います。

5 今後のスケジュール（案）

令和2年

10～11月 パブリックコメントおよび市町意見照会の実施

11月 有識者等条例検討会議（あり方（最終案）の検討）

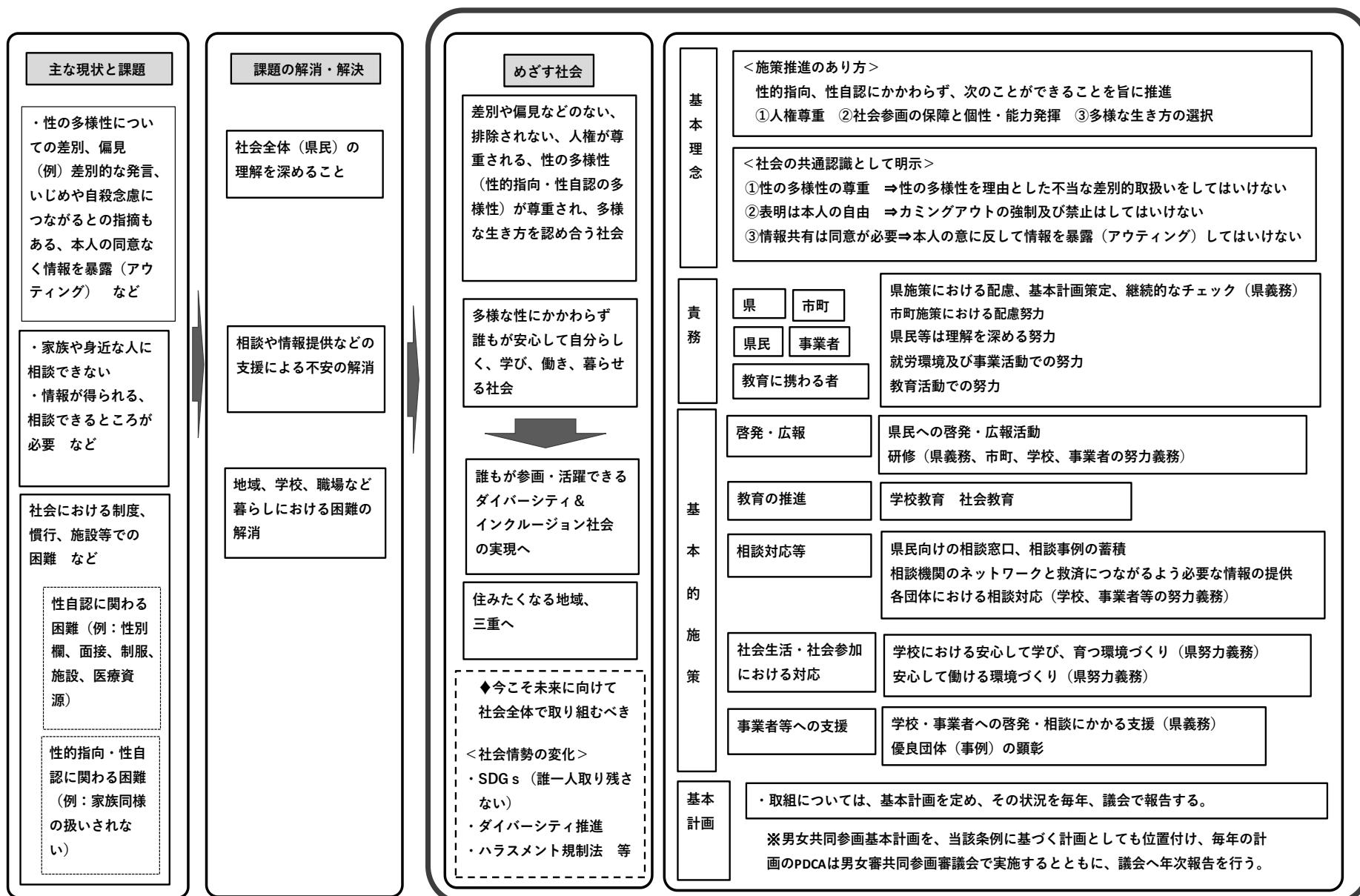
12月 環境生活農林水産常任委員会（あり方（最終案）の説明）

令和3年

2月 議案提出

3月 条例公布

「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」のあり方（中間案）の概要



参考 別紙 1**LGBT 等県内当事者アンケート結果概要**

(1) 実施期間 令和2年7月3日～7月20日（18日間）

(2) 実施目的 県内の LGBT など当事者の方々の状況の把握やご意見を今後の条例検討や施策等に生かす

(3) 対象 LGBT など当事者で三重県内に在住、在学、在勤の経験がある方

(4) 回答者（数及び属性） 46名

（10代：3名 20代：15名 30代：16名 40代：8名 50代：4名）

回答者の性的指向・性自認（重複あり）

・L：2 G：13 B：1 T：17

・その他：10

（パンセクシュアル、無性愛、非性愛/中性、X ジェンダー等）

・無回答：7

(5) 実施方法 県のアンケートシステムを活用し、県内当事者支援団体等に周知の協力をいただき実施

(6) 設問

問1	三重県内で、当事者であることで、特に、どのようなことに悩んだり、困ったりしていますか（しましたか）（具体的に自由記述）
問2	三重県内（例えば、学校、職場、家庭、地域など）において、特に具体的にどのようなことに取り組んでほしいですか。（具体的に自由記述）
問3	問2の理由を教えてください。（自由記述）
問4	ご自身の性的指向や性自認について（自由記述、任意）
問5	あなたの年齢（年代）について教えてください。（任意）

(7) 回答概要（※主な回答の趣旨のみ掲載。回答詳細は別添）

問1 三重県内で、当事者であることで、特に、どのようなことに悩んだり、困ったりしていますか（しましたか）（具体的に自由記述）

【共通（社会全体）】

- ・自分の性的指向を打ち明けることの困難さ
- ・会話に困る
- ・同性愛の人がいるという認識がない
- ・年齢が高い層で偏見、差別が根強い
- ・知識がなく自己嫌悪、周囲から傷つく発言、相談できない一人で悩む
- ・同性愛者として地方（田舎）での生きにくさ、カミングアウト、公表できない
- ・自身の性が、人づてに周囲に伝わる恐れ
- ・病院、選挙（投票）、お店の目

【家庭関係】

- ・家族、身近な人に相談できる人がいない

【教育関係】

- ・学生時代のいじめなどの差別
- ・思春期における、情報を得られる、相談できるところがあるといい
- ・学生の頃、授業が少ない、講演会などなく悩んだ
- ・学校の制服

【職場関係】

- ・面接時の対応、採用されない、就職に困った、就職活動も不安
- ・採用試験の書類の性別欄、試験時の配慮不足
- ・恋愛、結婚、子どもの会話ができない、同性愛者とばれないよう気を使う
- ・職場における知識不足と理解に時間がかかった
- ・職場で自認とは違う性でいる苦しさ
- ・差別的発言、生きづらさ
- ・アウティング

【医療関係】

- ・診断、ホルモン治療等の医療機関がない
- ・医療機関の窓口等における知識、認識不足
- ・窓口（本人確認）での対応を気にして、病院に行きたくない

【パートナーとの関係】

- ・地元ではパートナーシップ制度が導入されていない（都内に引っ越した）
- ・結婚ができない
- ・生命保険の受取手にパートナーにできない
- ・パートナーの親への理解に時間がかかった
- ・同棲の際に関係を聞かれるなど、近所の目が気になる。

【性別欄関係】

- ・入学・資格試験等の性別欄
- ・保険証記載と性自認の相違、保険証の性別欄
- ・性別欄、証明書が通称名でないこと

【トイレ・更衣室・制服（学生服限らず）関係】

- ・トイレ、着替え、制服

【その他】

- ・手術を要件とする戸籍変更要件
- ・性自認を認めない組織の体制、慣習
- ・服装で困る
- ・LGBT という言葉でひと括りにされている

問2 三重県内（例えば、学校、職場、家庭、地域など）において、特に具体的にどのようなことに取り組んでほしいですか。（具体的に自由記述）

【社会全体の啓発】

取り組んでほしいこと	左記の理由（記載の無いものは空欄）
・異性愛を前提しない啓発	・知識、認識をもつため
・身近な存在であるという啓発	・当事者がいるかもしれないと思っていない
・視覚的な啓発、取組事例の発信	・社会の仕組みを変えるため
・あらゆる性の人が集まる講演	
・LGBTに対するポジティブ意識の向上	・かわいそうという意識が強い、強制的なカミングアウトにつながっている
・研修	・間違った知識、知らない方多い
・地域、職場での理解促進	
・当事者を講師とする研修	・見た目を重視し、性自認への尊重がない
・幅広い啓発	・無知から生まれる偏見があった
・プライド月間において企業、行政、地域でレンボーフラッグ掲示	・安心感や認知度の向上
・LGBT研修	・子ども達が偏見なくかかわれるようになってほしい
・地域の人にも講演などで関心をもってもらう	・いろいろな人に聞いてもらう
・偏見のない社会	・中小企業の個人情報保持が不安
・学校、地域、職場等での理解	・理解されて働きたい
・各地での講演会	・当事者が住みやすい社会に
・理解促進	
・噂を流さないでほしい	
・もっと理解が進み、意識が変わること	
・社会やコミュニティに入りやすい雰囲気づくり	・普通に接することに抵抗を感じる人が多い

【教育】

取り組んでほしいこと	左記の理由（記載の無いものは空欄）
・保育者、教員の知識・認識向上	・子ども就学前～学校における大人の対応大切
・多様性を尊重する大切さを教育現場から進めほしい	・小さい時から多様な価値観に触れることが重要
・自然なことという認識の醸成、当事者を招いた学校教育	
・小中学校での性の多様性の学び	・中高生時代に知識もなく自身について悩んだ
・学校での講演会など	・知っている人と知らない人の差が大きい
・学校や各機関での研修	

・教育が重要、教育機関への啓発	・理解ある先生がいれば安心する
・性の多様性に関する授業を増やす	・周りの理解がどこまでされているかわからない
・積極的な勉強会	・知識のない教師の偏見、アウティング
・学校で差別心について語り合う	・自分の中の差別心に気づき、語らわないと差別はなくならない
・多様な家族、生き方の選択肢についての子どもへの教育	・自分の家族と三重県で住み、子どもを育てたい。
・学校に LGBT 書籍を増やす	・カミングアウトしなくとも、情報を得られる

【企業・職場】

取り組んでほしいこと	左記の理由（記載の無いものは空欄）
・企業・団体等の表彰・紹介制度	・県内に意識を広げるため
・LGBT フレンドリー企業を増やすこと	・子どもたちに、行政、企業が明るい未来を見せるべき
・会社、大人に対する勉強会・講習会	・知識がない、偏見を持った世代が多い
・企業単位の啓発活動	・親世代が自分の身近な存在と知ることが必要
・職場での理解	

【暮らし・パートナー関係・制服・トイレなど】

取り組んでほしいこと	左記の理由（記載の無いものは空欄）
・職場、学校、医療機関、宿泊、不動産賃貸など生活上の差別的対応の禁止	・条例制定自体を目的化しない
・男女間の婚姻と同じ制度の適応	・婚姻していないと受けられない社内制度がある
・男女間の婚姻のみを前提とするのではない社会のあり方、最終的には同性婚ができる	・同性同士も、男女の夫婦と同じ壇上に立ちたいと考える人は沢山いる
・パートナーの緊急時における、異性愛の既婚者と同等の対応	
・パートナーシップ制度の広がり	・結婚制度が利用できない自分たちの存在とは何なのだろうと感じる
・パートナーシップ制度	・何らかの形で証明がほしい
・同性婚を認めてほしい	
・相続や年金など男女間の婚姻同様の扱い	
・法整備を進めてほしい	・人生の選択肢を増やし、生きやすい社会へ
・学校の制服について要不要の議論	
・制服廃止	・自由化よりも廃止がいいのではないか
・制服の自由化	・制服が選べなかった
・制服の選択肢を増やす	・制服が要因で学校いけない子もいる
・制服選択制の導入	・トランスジェンダーの不登校の一因
・学生生活や勤務時の服装	
・学校や職場での制服の選択制	・当事者のみではなく、当事者以外にも利点があるから

・普通に生活できるように	・三重県は大好きだが本当に生きにくく
・だれでもトイレ・多目的トイレの普及	・当事者のみではなく、当事者以外にも利点がある
・投票（入場券）における性別欄廃止	・投票時の本人確認で周囲に気づかれる
・書類の性別欄廃止	・不要な性別分けが困る実態がある
・性別分けの必要性の検討	・不要な性別分けが困る実態がある
・男子トイレの個室を増やす	・戸籍上男性になったが、身体的に男子トイレの個室が必要
・多目的トイレを使いやすく	・公共の多目的トイレは体の不自由な人が使うという意識がある
・トイレを使いやすく	
・プールは選択がいい	・体の差が目立つ

【行政職員・病院関係ほか】

取り組んでほしいこと	左記の理由（記載の無いものは空欄）
・行政職員の理解促進	・当事者が嫌な思いをしないように
・病院の受入側への啓発	・戸籍上の性別と必ずしも現在の外見と一致しない場合もあるという意識の啓発
・診断してくれる病院がない。県民の意識の低さにつながる	
・医療機関におけるLGBT患者来院時の対応マニュアル作成	・医療機関に安心して受診できるよう
・TだけでなくGにも幅広く意見収集	・当事者の声を聴く姿勢
・知ってほしい、一方で波風が立たないでほしい	・犯人探しのようなことに巻き込まれたくない
・何も反映されないならアンケートの意味はない	

結果詳細

※原文をなるべく生かし、部分的に要約しています。わかりやすくするため
【見出し】をつけています。

問1 三重県内で、当事者であることで、特に、どのようなことに悩んだり、困ったりしていますか（しましたか）（具体的に自由記述）

<共通（社会全体）>**【自分の性的指向を打ち明けることの困難さ】**

- ・自分の性的指向を打ち明けるのに、勇気と理解と説明がいること。（L 30代）
- ・世間には当事者は居ないような雰囲気を感じる。自分が当事者であることを言いにくい。（G 40代）

【会話に困る】

- ・ホモセクシュアルなどのネタ話になると会話についていけなくなる。（その他 50代）
- ・恋愛・結婚・子育てといった、一般的にごく普通の話題でも深入りできない。例えば、休暇を取る理由として『パートナーと旅行する』などということは言えない。（G 40代）

【同性愛の人がいるという認識がない】

- ・妻子がいる前提で話をされることがあり困っている。（G 50代）

【年齢が高い層で偏見、差別が根強い】

- ・LGBTに対する偏見や差別の思考が、年齢を重ねるほど根強くある。男らしく・女らしくといった性差の言動が多々ある。（無回答 30代）

【知識がなく自己嫌悪、周囲から傷つく発言、相談できない一人で悩む】

- ・学生の時は LG BT についての知識もなく自分自身に自己嫌悪を抱きそこから自傷行為をしたこともあった。大人の人も含め周りも知識がないため傷つける発言や行動もよくあった。そのため相談したくてもすることができずひとりで悩むことも多かった。（T 30代）

【同性愛者として地方（田舎）での生きにくさ、カミングアウト、公表できない】

- ・就職時、生涯独身という将来を見据えると、世間体に厳しい田舎の実家に戻ることは出来なかった。（G 30代）
- ・田舎故に、コミュニティーが狭く、すぐに噂が広またりするため、自分のことを隠さざるを得ない状況がうまれやすい。あとは、カミングアウトしたくても、地域の偏見を持つ人にはばれてしまうことで、それが自分の両親や身内などへの白い目にも繋がる恐れがあるなと思っていたため、リセットしようと思い上京した。（G 20代）
- ・田舎なので公表は出来ず隠して生きている。（G 30代）

【自身の性が、人づてに周囲に伝わる恐れ】

- ・地元が三重県であり、現在も三重県で生活しているため、人伝いに自分のセクシュアリティ等が伝わる恐れがあること。（T その他 20代）

【病院、選挙（投票）、お店の目】

- ・病院や選挙で何度も聞かれて他の人にジロジロ見られる。（無回答 30代）
- ・お店でメンズとレディースがしっかり仕切られており、メンズに入ると変な目で見られてしまう。（B その他 10代）

＜家庭関係＞

【家族、身近な人に相談できる人がいない】

- ・家族、身近な人のネガティブ意識。(T 20代)
- ・身近に相談できる人がいなかった。身内に相談したら偏見の目で見られたので、肩身の狭い思いをした。(その他 50代)
- ・家族（公務員）にののしられた。(その他 40代)

＜教育関係＞

【学生時代のいじめなどの差別】

- ・周りの理解が得られず、学生時代は特に差別(イジメ等)を受けました。(T 40代)

【思春期における、情報を得られる、相談できるところがあるといい】

- ・中学生の時に自分の好きな相手は男性なんだと気付き、自分はオカシイのでは無いか、どうしたらしいのか分からぬ状態でした。その時の自分の様な人は、今も少なからず居るのではと思う。今は、ネットで何でも分かる時代ですが、学校でも相談の窓口などを設けて頂けたらなと思う。(G 20代)

【学生の頃、授業が少ない、講演会などなく悩んだ】

- ・性的少数者の授業があまりないので打ち明けにくい。(T その他 10代)
- ・学生の頃は学校での講演会などが少なかったのでそれで悩んだりしていました。
(T 20代)

【学校の制服】

- ・学生の頃は 制服のスカートが嫌だった。(T 40代)
- ・中学校の制服を選択肢増やして欲しい。女子がスカートだけで無く、ズボンを履く選択肢増やして。肌を見せたくないの。(無回答 40代)
- ・中学生時代は、女子の制服で通うしかなかったのが辛かった。(T 20代)
- ・高校での服が自由に選択できなかった。(T その他 10代)
- ・学生時代、学校の制服が選べなかつたため、スカートで登校するのが恥ずかしく、また授業に集中することもできなかつた。(G T 20代)

【その他】

- ・プールが強制であること (T その他 10代)

＜職場関係＞

【面接時の対応、採用されない、就職に困った、就職活動も不安】

- ・就職活動の際は履歴書欄に性別記入欄があったため記載する時も苦痛があった。面接官に知識がないため差別的な発言もあった。セクシャリティが理由で採用されないことも何回かあった。企業がLGBTについて知っている(勉強したことがある)のかわからないため就職活動またはサービス利用の際、多少不安を感じることもある。(T 30代)
- ・転職を試みた時に共用トイレがない事を理由に採用を断られた。(T 50代)
- ・完全に性別変更をしていないので、自認している性で働きたい旨を伝えるとそういう事例がないと就職に大変困った。(無回答 20代)
- ・就職活動やアルバイト活動での面接に際して、外見からの判断で、男性は髪の毛切って面接するのが常識って言われ、悩み困った事があった。(T 30代)

【採用試験の書類の性別欄、試験時の配慮不足】

- ・採用試験の自己申告書の性別欄があること。(T 30代)
- ・(教員)採用試験の際の実技試験で男女別の項目のテストがあることや水泳の種目があること。配慮をしてもらえるとのことだったが、更衣室や、実技試験での配慮はなかなか難しかったようで、出来る限りはしていただいたが、こちらも周りにどうみられているかなど気苦労の絶えない試験であった。(T 30代)

【恋愛、結婚、子どもの会話ができるない、同性愛者とばれないよう気を使う】

- ・成人して社会人となってからは、職場での何気ない会話(まだ結婚はしないのか、や子どもの話)についていけず、知らぬうちに殻を作ってしまい、内向的になった。(もしくはもともと内向的だった) (G 30代)
- ・親や職場にばれないよう、当事者同士で飲食店などを利用するときは自分の身元が分かるような話をしないなど気を使う。また職場でのLGBT研修のようなものは、初めて聞いたようなスタンスをとらざるをえないために逆に辛い。(G 30代)

【職場における知識不足と理解に時間がかかった】

- ・就職先で面接時にカミングアウトした時に、性同一性障害について『病気』と思われていた。職場ではLGBTの人を受け入れたのは初めてで、ほとんど知識が無い状態であったため、自分自身を知ってもらうのに時間がかかる上、職場も理解しようしてくれたが、なかなか言いたい事を言えずに時間がかかった。(無回答 30代)

【職場で自認とは違う性でいる苦しさ】

- ・職場で別の性で生活しないと行けなくて苦しかった。(T 40代)

【差別的発言、生きづらさ】

- ・今では、職場などで性的少数者の研修があるが、自分のことを言えないため(実際、差別的な発言も多くある)、のびのびと生活することができていない。(G 30代)

【アウティング】

- ・企業におけるアウティング。(T 20代)

<医療関係>**【診断、ホルモン治療等の医療機関がない】**

- ・治療機関(診断書、ホルモン治療のため)がない。(T 20代)
- ・性同一障害者の医療設備のないこと。(T 20代)
- ・性同一性障害を診るてくれる病院があるといいなと思う。あとはネビドというホルモン注射をしてくれるところが三重にはないのであると助かる(愛知にはあるみたい)。(T 20代)
- ・治療を受ける病院が少ない。(その他 40代)
- ・トランスジェンダーの病院がない。(無回答 20代)
- ・治療(注射)できる病院がない。(無回答 20代)

【医療機関の窓口等における知識・認識不足】

- ・医療機関における性別違和についての知識や認識不足で、受付での対応が止まったり、治療歴以外の個人情報も聞かれたりすることによる精神的な苦痛を受ける。(T 20代)

【窓口(本人確認)での対応を気にして、病院に行きたくない】

- ・治療してからは見た目は完全に男性なのに戸籍の性別は女性のままなので、病院で保険証を出すと「ご本人様ですか?」と混乱されたりした事もあり、病院に行きたくてもなかなか行きづらくなってしまう事も多い。(G T 20代)

<パートナーとの関係>**【地元ではパートナーシップ制度が導入されていない(都内に引っ越した)】**

- ・パートナーシップを導入していない地域が多いため、パートナーシップを導入している都内に引っ越した。本当は地元でしたかった。(L 30代)
- ・パートナーシップ制度が伊賀市にしかない。(その他 30代)

【結婚ができない】

- ・好きな人と結婚できなくて苦しんだ。(T 40代)
- ・同性間での結婚ができない。(無回答 30代)
- ・結婚したいが性別をかえていないので出来ない。(T 30代)

【生命保険の受取手にパートナーにできない】

- ・生命保険など受け取り手をパートナーに出来ない。(T 30代)

【パートナーの親への理解に時間がかかった】

- ・パートナーの親にも初めは差別的な事を言われた。時間を掛けて少しづつ少しづつ理解を得ることができました。(T 40代)

【同棲の際に関係を聞かれるなど、近所の目が気になる。】

- ・同棲していたとき近所の目が気になる。どういう関係なのか聞かれる。(G 40代)

<性別欄関係>**【入学・資格試験等の性別欄】**

- ・入学・資格試験等の性別欄。(T 20代)

【保険証記載と性自認の相違、保険証の性別欄】

- ・保険証記載と性自認との相違。(T 20代)
- ・保険証の性別欄。(T 20代)

【性別欄、証明書が通称名でないこと】

- ・各種書類の不要な性別分けに悩んだ。性表現や性自認と各証明書の性の違いで困りました。各証明書の名前が通称名と違っていたことも困った。交付の際、戸籍上の名前を呼ばれ、性や名前が書いた書類を表面を向けて机に置かれ、何人もの人に自分の戸籍上の記述がバレてしまい、動悸や苦しさなどを感じた。(T その他 30代)

<トイレ・更衣室・制服（学生服限らず）関係>**【トイレ、着替え、制服】**

- ・トイレ、着替え。(T 20代)
- ・トイレや制服についても悩んだ。(T 30代)
- ・治療前はどちらの性別のトイレにも堂々と入れず、多目的トイレの無い場所では用を足すのに困った事がある。(T G 20代)
- ・公共のトイレが使いにくいくこと(多目的トイレは入りにくい)。(T その他 10代)
- ・トイレ。(T 30代)
- ・トイレ。(T 20代)
- ・制服が男女分かれているのに悩みました。(T その他 30代)

<その他>**【手術を要件とする戸籍変更要件】**

- ・身体的手術での戸籍上性別変更をすること。(T 20代)

【性自認を認めない組織の体制、慣習】

- ・性自認を認めない組織の体制、慣習。(T 20代)

【服装で困る】

- ・心の性別に則した服を着用すると一緒に行動する事を拒まれる。また、体の性別に則した服を着用する事を強要される。(T 50代)

【女性はメイクをするものとの偏見】

- ・女性はメイクをすることが当たり前、メイクせず出かけると変のような偏見があること。(B その他) 10代

【男女間の給与差】

- ・男女で同じ仕事内容でも給与に差がある。(無回答 30代)

【LGBT という言葉でひと括りにされている】

- ・LGBT が認知されていない上に、この4文字で一括りにされている現状に戸惑いを覚える。(その他 40代)

【今のところ不自由はない】

- ・今のところ不自由は感じていない。(G 20代)

【特がない】

- ・特がない。(T 30代)

問2 三重県内（例えば、学校、職場、家庭、地域など）において、特に具体的にどのようなことに取り組んでほしいですか。（具体的に自由記述）

<社会全体の啓発>

取り組んでほしいこと	左記の理由（記載の無いものは空欄）
【異性愛を前提しない啓発】 全ての人が自らの性自認とは異なる性の人に性的指向を持つわけではないことを、学校や地域などで啓発していってほしい。 (G 50代)	【知識・認識をもつため】 自らの性自認と同じ性の人に対して性的指向を持つ人も有るということを知ってほしい。
【身近な存在であるという啓発】 左利きの人や、血液型がAB型の人、外国にルーツを持つ人がやや少数派ながら、必ず周囲にいるように、あたりまえのように当事者が身の回りにいるんだということを知ってもらうための啓発を継続的にしてほしい。 (G 30代)	【当事者がいるかもしれないと思っている】 職場での会話の中で、そこに当事者がいるかもしれないとはおそらく一切思わず、時折、LGBT的なことが笑いのネタになっているのが現実である。
【視覚的な啓発、取組事例の発信】 社会全体に向けた視覚的なプロモーション（公的機関・交通機関・学校・商業施設、またSNS、県や観光関係のホームページ等）や先行する自治体や企業の取り組み事例の情報発信など、これらの取り組みを通じて、性的なハラスメントが許されないという気運の醸成。 (G 40代)	【社会の仕組みを変えるため】 男女間ならできて、同性間ならできない仕組み（結婚・同居・各種手当・同席・カップルの割引など）が存在する。それらの仕組みを現実的に動かしている層（50代・60代の経営者・管理職・議員・教員）をターゲットに、LGBTを意識した行動が社会的に評価される、もしくは利益になるようにすることが必要。
【あらゆる性の人が集まる講演】 ある一つの性別だけではなくて、あらゆる性の人が集まって講演するような場があると、認識が広がるように思う。(G 30代)	
【LGBTに対するポジティブ意識の向上】 LGBTに対してポジティブ意識の向上。 (T 20代)	【かわいそうという意識が強い、強制的なカミングアウトにつながっている】 教育機関はすごく熱心で、嬉しいが人権の枠で取り扱うことで、社会的にも可哀想という意識が強い。強制的なカミングアウトに繋がっている。
【研修】 LGBTの事を知ってもらう為に、研修を開催してほしい。 (無回答 30代)	【間違った知識、知らない方多い】 まだまだ、LGBTについて間違った知識や知らない方が沢山いると思う。研修を通じて正しい知識をつけてもらいたい。

【地域、職場での理解促進】 地域、職場においても理解を進める講演会やリーフレットの配布などもっとして欲しいです。三重県も田舎なので身近に当事者がいる事を知って欲しい。(T 40代)	
【当事者を講師とする研修】 当事者を講師としての研修会の開催。外見でなく、性自認の尊重。 (T 20代)	【見た目を重視し、性自認への尊重がない】 県内では、少なくとも性自認は認められていない。見た目を重視するあまり、性自認の変更に伴っての、当事者の自意識は傷つけられている。女だったからと、男になつては、駄目だという風潮はまだある。
【幅広い啓発】 学校や職場に限らず広い方々に知っていたい。 (T 30代)	【無知から生まれる偏見があった】 無知から生まれる偏見もある（実際あった）。
【プライド月間において企業、行政、地域でレインボーフラッグ掲示】 6月のプライド月間だけでいいので学校や企業、行政、地域でレインボーフラッグを公に掲げてほしい。(T 30代)	【安心感や認知度の向上】 他にも差別解消運動やリボン運動などがあるため1年中は厳しいと思うがレインボープライド月間だけでもレインボーフラッグを掲げることで安心感や認知度も高まると思う。
【LGBT 研修】 LGBT 研修。(T 30代)	【子ども達が偏見なくかかわるようになってほしい】 特に子ども達が今後成長するにあたって、出会う人達に対して、偏見なく関われるようになって欲しいから。
【地域の人にも講演などで関心をもってもららう】 地域の人が来れるようなところでの講演会や学校などでも今まで通り講演会などいいと思う。地域の人が少しでも興味を持ってこれるようにするなど。(T 20代)	【いろいろな人に聞いてもらう】 講演会はやはり、色んな人に聞いてもらったりで、そこから、拡散も広がったりするから、いいなと思う。
【偏見のない社会】 パートナーシップをした後も偏見なく働ければ発表したいが、現状は言おうとは思えない。(G 30代)	【中小企業の個人情報保持が不安】 中小企業だと秘密保持が徹底されているのかがよくわからないため、言った後の偏見を考えると言おうとは思えない。
【学校、地域、職場等での理解】 LGBT 問題を学校や地域や職場などの理解してほしいので、勉強会やLGBT 問題を取り組んでほしい。(T 30代)	【理解されて働きたい】 就職活動やアルバイト活動をLGBTだと認識を持って職場なので理解されて働きたいのが理由。
【各地での講演会】 LGBT の人の悩みや現状について講演の数を増やして各地を回ってLGBT の人が身近にいることを知ってほしい。(無回答 30代)	【当事者が住みやすい社会に】 LGBT に関心を持つ人が増えることで差別が減るしLGBT当事者が住みやすい世の中になると思うから。

【理解促進】 理解が得られるようにしてほしい。 (T 30代)	
【尊を流さないでほしい】 尊をながさないでほしい。(T 30代)	
【もっと理解が進み、意識が変わること】 理解がもっと進み、そんなの普通って、みんなが受け止めてくれたら楽だと思う。だいぶみなさんの意識が変わってきたように思うけど まだ偏見はある。だからカミングアウトは怖い。(T 40代)	
【社会やコミュニティに入りやすい雰囲気づくり】 LGBT あっても、社会やコミュニティーに入りやすい雰囲気作り (その他 50代)	【普通に接することに抵抗を感じる人が多い】 LGBT はまだ偏見の目で見られることが多い。普通に接することに抵抗を感じる人が多い。

<教育>

取り組んでほしいこと	左記の理由（記載の無いものは空欄）
【保育者、教員の知識・認識向上】 保育者、教員の中に、性的少数者に対して正しい知識・認識を持っている人が非常に少ないように感じる。(G 30代)	【子ども就学前～学校における大人の対応大切】 多様性を認め合える子どもたちを育てるには、子どもたちにとって一番影響のある就学前～学校の環境、出会う大人の質が大切になってくると感じたため。
【多様性を尊重する大切さを教育現場から進めてほしい】 性自認や性的指向がどうであれ、みながそれぞれ違っていることが当然で素晴らしいということ。自分とは違う価値観や考え方を持っているひとに対して、拒絶するのではなく対話していくことなどを、教育の現場から始めてほしい。 例えば、講演会でもよいし、道徳の授業などの時間、学校の裁量で使える時間を使って取り組んでほしい。 (G 30代)	【小さい時から多様な価値観に触れることが重要】 小さな時から様々な価値観に触れることで、その後の人生における考え方がより広くなると考えている。 学校教育は、その学校の教諭、校長などの多大な影響を受けると思いますが、身近なところから始めてほしい。
【自然なことという認識の醸成、当事者を招いた学校教育】 特殊なことではなく自然なことである、というような認識を持てるよう、学校教育でも当事者を招いたりなどして、現実味のある講義などをしてほしい。(G 20代)	問2の文章の中に記載。

<p>【小中学校での性の多様性の学び】 特に小中学校で、性の多様性を学ぶ機会を設けていただきたい。(T その他 20代)</p>	<p>【中高生時代に知識もなく自身について悩んだ】 中学生～高校生のとき、まだ LGBT という言葉も浸透しておらず、自分が何者なのか（自分を女性だと思えないのは異常な人間だからなのではないか）、またこの悩みを誰かに話しても分かってもらえないのではないかと悩んだ時期があるため。</p>
<p>【学校での講演会など】 教職員だけでなく、各過程（例えば小中高）の学校にも講演会などを実施してより身近に考えて貰えるようにして欲しい。 (T その他 10代)</p>	<p>【知っている人と知らない人の差が大きい】 県内の高校出身者のうちで、LGBT について知っている人と知らない人の差が大きいと大学を感じたから。</p>
<p>【学校や各機関での研修】 学校を含む各機関への研修などで、多様な性に関する理解を深めてほしい。 (T その他 30代)</p>	
<p>【教育が重要、教育機関への啓発】 教育は非常に重要なと思う。教育機関への情報周知、啓発をしてほしい。 (G 40代)</p>	<p>【理解ある先生がいれば安心】 理解のある先生が、多様性を尊重する考え方を持っていれば、少数者も安心できる。</p>
<p>【性の多様性に関する授業を増やす】 ・性的少数者の授業を増やして欲しい。 (T その他 10代)</p>	<p>【周りの理解がどこまでされているかわからない】 学校で性的少数者の授業がなかなかないのでどこまでまわりに理解されてるのか、自分がカミングアウトできる環境なのかが分からない。</p>
<p>【積極的な勉強会】 もっと積極的に勉強会を行って欲しい。 (無回答 20代)</p>	<p>【知識のない教師の偏見、アウティング】 在学中、知識が無いために教師に偏見の目でみられた。教師にアウティングされた。</p>
<p>【多様な家族、生き方の選択肢についての子どもへの教育】 多様な家族、生き方の選択肢を子どもに教育してほしい。(T 20代)</p>	<p>【自分の家族と三重県で住み、子どもを育てたい】 私はトランスジェンダー。将来自分の子どもを三重県、日本で育てたいか？と考えると「お前のお父さん元女」とネガティブな情報が流れる事が想像できる。自分自身も変わらなければいけないが、もっともっとハッピーな三重県にして自分の家族子どもと三重県で住み育てたいと思う。</p>
<p>【学校で差別心について語り合う】 学校現場で、性的マイノリティやその他の人権課題について自分の差別心や偏見をふり返り、語り合う取り組みをしている。(その他 30代)</p>	<p>【自分の中の差別心に気づき、語らわないと差別はなくならない】 差別をなくすためには、自分の中の差別心に気づきそれを語ることでしか差別はなくしていけないと思うから。</p>

【学校に LGBT 書籍を増やす】 学校に LG BT の書籍を増やして欲しい。 (T 30代)	【カミングアウトしなくても、情報を得られる】 カミングアウトしなくとも知れる場所が増える。
--	--

<企業・職場>

取り組んでほしいこと	左記の理由（記載の無いものは空欄）
【企業・団体等の表彰・紹介制度】 女性活躍や障がい者雇用などと同様に、多様な性を尊重する取り組みをしている企業・団体等を表彰・紹介するような制度を、作ってほしい。 (G 50代)	【県内に意識を広げるため】 多様な性を尊重するという意識を県内に広くいきわたさせていくことが必要。
【LGBT フレンドリー企業を増やすこと】 LGBT フレンドリー企業を増やすこと。 (T 20代)	【子どもたちに、行政、企業が明るい未来を見せるべき】 今の子どもたちが明るい未来を想像できる社会を今、行政や企業が見せるべきだと思う。
【会社、大人に対する勉強会・講習会】 学校は割とみんな勉強されてるので、会社(法人)、大人向けの勉強会、講習会を積極的に行って欲しい。(L 30代)	【知識がない、偏見を持った世代が多い】 カミングアウトをしようにも、みなさん知識がない上に偏見を持った世代が多いから困る。
【企業単位の啓発活動】 企業単位での啓発活動 偏見や差別意識は持たず、受容しましょうという活動。(無回答 30代)	【親世代が自分の身近な存在と知ることが必要】 差別する気持ちの根底に「知らない」「自分の周りには居ない」という意識があるから、そこを払拭して最新の情報を習得すべき。 教育現場は変わりつつあるのに、その親世代は差別や偏見だらけだと意味がないと思うから。 左利きの人と同じぐらい、LGBT 当事者は居ますよ、あなたの隣にも居ますよ、ってことをまず知らないと何も始まらない。
【職場での理解】 もっと LGBT に理解があるという職場が分かりやすくなるといいなと思っている。 (T 20代)	

<暮らし・パートナー関係・制服・トイレなど>

取り組んでほしいこと	左記の理由（記載の無いものは空欄）
【職場、学校、医療機関、宿泊、不動産賃貸など生活上の差別的対応の禁止】 職場、学校、医療機関、宿泊、不動産賃貸などにある差別的対応の禁止などに取り組んでほしい。 (G 40代)	【条例制定自体を目的化しない】 条例制定自体が目的化して中身のないものにはしないで欲しいし、『アウティングされた側の負担』などといった反論を止められるような施策を打ってほしい。
【男女間の婚姻と同じ制度の適応】 男女の婚姻と同じ制度が適応されること。 (G 20代)	【婚姻していないと受けられない社内制度がある】 社内の制度も婚姻していないと受けれない制度もあるため。 そもそも、同性愛者に対して適応されるかも不明であるが。
【男女間の婚姻のみを前提とするのではない社会のあり方、最終的には同性婚ができる】 男性同士、女性同士が、結婚できるのが最終目標だと思う。欲を言えば、所得税等も家族を持ちたくても持てない人はいるので、独り身だからと決めつけず考えて貰えたら嬉しい。 (G 20代)	【同性同士も、男女の夫婦と同じ壇上に立ちたいと考える人は沢山いる】 男性同士だから女性同士だからと決めつけず、愛し合っている2人だからこそ普通の夫婦と同じ壇上に立ちたいと考える人は沢山居る。児童虐待など言われる中、自分たちには、縁が遠い話だからこそその場に立つことが出来るなら人一倍愛情深くされるのでは無いかと私は考える。 私自身、結婚も子育ても無理だと考えてますが、もし今後の人生で機会があるなら子供を育てたい。
【パートナーの緊急時における、異性愛の既婚者と同等の対応】 パートナーに何かあったときに他人としての対応ではなく異性愛者の既婚者と同等の対応ができるようにしてほしい。 (G 40代)	
【パートナーシップ制度の広がり】 パートナーシップ制度がもっと広がってほしい。(T 30代)	【結婚制度が利用できない自分たちの存在とは何なのだろうと感じる】 どんなに長い付き合いでも家族と思っていても戸籍が同性であれば結婚制度を利用することができないので自分たちの存在は何なんだろうと感じることがある。
【パートナーシップ制度】 パートナーシップ制度。(T 20代)	【何らかの形で証明がほしい】 同性同士でもなにかしらの形で証明がほしいと思うから。できれば婚姻届が出せるのがベストである。
【同性婚を認めてほしい。】 パートナーとパートナーシップを望んでいる。一緒に住み始めたら行おうと思うが田舎なので公表はせず、友達と住んでいるかを装って生活しようと思っている。 できればいつかは同性婚を認めてほしい。 (G 30代)	

<p>【相続や年金など男女間の婚姻同様の扱い】 死後も財産の相続を一般の男女のように 遺族年金などの受け取りも行いたい。 (G 30代)</p>	
<p>【法整備を進めてほしい】 県内といわず、国を挙げて、性の多様性 に配慮のある法整備を進めてほしい。 (その他 40代)</p>	<p>【人生の選択肢を増やし、生きやすい社会へ】 当事者だけでなく、社会的弱者や夫婦別姓 を望む人など、人それぞれの生き方に多様 性のある現代において、法整備などが進む ことにより、人生の選択肢が増え、自殺率 の低下や、生きやすい社会につながると思 う。</p>
<p>【学校の制服について要不要の議論】 学校の制服について、最近では選択制にな りつつあるが、当事者にしてみれば、自分 が着たい制服を着ることは、自分は当事者 ですということを晒されている状態だと 思うため、制服が本当に必要なのか、とい うところから考える時期なのではないか とも思う。(G 30代)</p>	
<p>【制服廃止】 制服廃止。(T 40代)</p>	<p>【自由化よりも廃止がいいのではないか】 制服の自由化は 性自認が男である子が ズ ボンをはくのはおそらく受け入れられるけ ど 性自認が女である子がスカートをはくの は、まだまだ受け入れられない気がするので 廃止のほうがいいと思う。制服廃止は貧富の 差がでてしまう懸念があるが、廃止がありが たい。</p>
<p>【制服の自由化】 制服の選択自由化。(T 20代)</p>	<p>【制服が選べなかつた】 制服が選べず校則として着なければならなか つたから。</p>
<p>【制服の選択肢を増やす】 制服が、ここ何十年も変わってないのが驚 く。女子はスカート、男子は学ランとか、 みんな喜んでるのか。スカート履きたくない 女子は朝、制服に着替えることも出来ない、 不登校児を増やしたいのか。 (無回答 40代)</p>	<p>【制服が要因で学校いけない子もいる】 不登校児の増加の理由を考えてほしい。現 代社会の性別について、もっと勉強してほ しい。制服のせいで学校行けないと、意味わ からない。もっと子どもの心に起こってる問 題の本質を見ようとしてほしい。</p>
<p>【制服選択制の導入】 制服選択制の導入。 (T 30代)</p>	<p>【トランスジェンダーの不登校の一因】 トランスジェンダーの不登校の原因の1つに もなっている制服が選択制になれば通いや すくなると思う。</p>
<p>【制服の廃止】 制服の廃止。 (T その他 30代)</p>	
<p>【学生生活や勤務時の服装】 戸籍上の性別に関係なく、自認する性別や 見た目の性別に合った服装での学生生活 や勤務が出来るようにしてほしい。 (G T 20代)</p>	

<p>【学校や職場での制服の選択制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や職場において、制服を男女で分けるのではなく、個人が希望する方を着られる選択制の導入。(L 30代) 	<p>【当事者のみではなく、当事者以外にも利点がある】</p> <p>LGBT の当事者の多くが望んでいるだけでなく、当事者以外の方にとっても利点のある取り組みであると思うから。</p>
<p>【普通に生活できるように】</p> <p>浴場利用以外は心の性別で一般の方々と同じように普通に生活していくように取り組んで欲しい。</p> <p>(T 50代)</p>	<p>【三重県は大好きだが本当に生きにくい】</p> <p>全てに於いて問題意識が低くどんなに苦しんでいても声に出せない。追い詰められ打ち明けて無理解な関係者が側にいたら自死は止められない状況。自死しても家族からは「病気を苦にして」と本当の苦しみは隠され本当の性で生きたかった自分は消されてしまう。三重県に生まれて生活している場所で大好きですが本当に生きにくい。</p> <p>私の想いはアンケートで吸い上げられるものではないが、三重県のこの行動が人として高見にいける道と信じている。人々が人の多様性をしっかり受け入れる事が出来た暁にはいじめの存在しない、争いも解決出来る平和な世界が訪れる事でしょう。でも、人の多様性がこの事を阻む壁でもあるよう思う。先ずは私のような存在がこの三重県にもあり、存在して犯罪ではなく、悪でもなく、治療に関してはガイドラインに沿って治療しているならば堂々と心の性別、本当の性で生きていける場所になって欲しい。</p>
<p>【だれでもトイレ・多目的トイレの普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「だれでもトイレ」や「多目的トイレ」などのみんなが使えるトイレの設置の普及。 <p>(L 30代)</p>	<p>【当事者のみではなく、当事者以外にも利点がある】</p> <p>LGBT の当事者の多くが望んでいるだけでなく、当事者以外の方にとっても利点のある取り組みであると思うから。</p>
<p>【投票（入場券）における性別欄廃止】</p> <p>病院は戸籍の性別ではっきり分かれているが、選挙の際に性別の確認は要らないのではと思う。投票の際の性別欄を不要にしてほしい。(無回答 30代)</p>	<p>【投票時の本人確認で周囲に気づかれる】</p> <p>投票の際に選挙関係者から何度も確認を取られて他人から気づかれることがあるため。</p>
<p>【書類の性別欄廃止】</p> <p>特に各市町村の印鑑証明の廃止。履歴書からの性の削除(県に関わる仕事だけでも)。</p> <p>(T その他 30代)</p>	<p>【不要な性別分けが困る実態がある】</p> <p>不要な性別分けの廃止。不必要的性別分けで困っている実態があるから。そもそも印鑑証明は性別欄がもともとない地区もあるから。</p>
<p>【性別分けの必要性の検討】</p> <p>各種対応の際に性別分けが必要かどうか検討する意識を持ってほしい。</p> <p>(T その他 30代)</p>	<p>【不要な性別分けが困る実態がある】</p> <p>不必要的性別分けで困っている実態があるから。各機関が各自意識して不要なものと判断できるようになれば、不要な困り感を持たない可能性が高いと思われるから。</p>

【男子トイレの個室を増やす】 男子トイレの個室を増やして欲しい。 (T 20代)	【戸籍上男性になったが、身体的に男子トイレの個室が必要】 乳腺、子宮卵巣摘出していて、戸籍は男性にはなったが、尿道などは何も手術していないため、男子トイレは個室しか使うことができない。個室が少なくていつも待たないといけない。
【多目的トイレを使いやすく】 ・多目的トイレを使いやすくしてほしい。 (T その他 10代)	【公共の多目的トイレは体の不自由な人が使うという意識がある】 公共の場で自分の体に合わせたトイレにいくのも嫌だし多目的トイレは体が不自由な人という意識があって使うのを躊躇う。
【トイレを使いやすく】 トイレを使いやすくして欲しい。 (T 30代)	
【プールは選択がいい】 ・プールは選択がいい。 (T その他 10代)	【体の差が目立つ】 プールは特に体の差とかが目立つので嫌だ。

<行政職員・病院関係ほか>

取り組んでほしいこと	左記の理由（記載の無いものは空欄）
【行政職員の理解促進】 僕の周りの人は LGBT について学んでなくとも近所から職場、皆さんのが理解して頂いて悪口、陰口などを言われたことはないが、行政職員である家族にはののしられたため、少しでも理解を深めてほしい。 (その他 40代)	【当事者が嫌な思いをしないように】 他の LGBT の当事者が嫌な思いをすることのないようにして頂きたいから。
【病院の受入側への啓発】 ホルモン治療で外見が変わっているもののカミングアウトしていない場合、健康診断等、性別で分けられるものにおいて、戸籍上の性別と外見が一致していないため、当たり前のように戸籍上の性別で受診させられると、病院等の受け入れ側が混乱することがあるため、そういう人も存在するということを教育してほしい。 (G T 20代)	【戸籍上の性別と必ずしも現在の外見と一致しない場合もあるという意識の啓発】 性別適合手術は受けないが、ホルモン治療で外見だけ変わっている場合、戸籍上の性別は生まれた時のままなので、トラブルになることが多い。免許証等の身分証を提示しても偽造を疑われることがあるため、戸籍上の性別はあくまで生まれた時の性別であり、現在の外見と一致しない場合もあることを知っていてもらわないと、本人確認だけでかなり時間がかかってしまい、迷惑な人だと認識されかねない。病院で、カルテや保険証の性別と外見が一致していないことで、少し騒ぎになることがあります、受診するのがつらいため、把握しておいてもらいたいため。

<p>【診断てくれる病院がない。県民の意識の低さにつながる】 三重県には性同一性障害にしっかり対応してもらえる病院はなく県外に行くしかない。その事がこの事について県民の意識の低さを生む理由の一つと思う。 (T 50代)</p>	
<p>【医療機関における LGBT 患者来院時の対応マニュアル作成】 ・医療機関に「LGBT の患者が来院した時の対応マニュアル」を作成周知して欲しい 例えば、該当すると思われる患者が来院した場合には、他の患者に当事者の戸籍上の性別やプライバシーに関わる情報が知られないように配慮した上で、筆談でやり取りして事実確認をしたり、名前と見た目の性別が異なる患者に対しては、呼び出しの際にフルネームではなく姓のみもしくは患者が希望する通称名で呼び出すなど、当事者が安心して医療機関を受診できるようにして欲しい。 (G T 20代)</p>	<p>【医療機関に安心して受診できるよう】 ・体調不良の時にまで「病院の人を混乱させてしまったらどうしよう、呼び出しの時にフルネームで呼ばれて周りの患者さんに見られたりしたら嫌だし..」と余計な心配をしなくてはならないのが辛い。 医療機関によっては保険証を出した時点で大体察してくれて、問診票にこちらが事情を記入すると希望する対応をしてくれる所もあるが、各医療機関で対応にばらつきがある為、全ての医療機関に安心して受診出来るよう行政の方で周知をして欲しい。</p>
<p>【Tだけでなく G にも幅広く意見収集】 トランスジェンダーの活動家が多いが、実際は人口的にはゲイが多いので、偏らずに意見収集して欲しい。 (G 40代)</p>	<p>【当事者の声を聴く姿勢】 このように、県民の声を集めめる姿勢が三重県にあることを、当事者として、大変ありがとうございました。 たくさんの意見がある中で、本当に困っている当事者の意見をすくい上げていただけることだけでも、嬉しい。 この先、このようなアンケートを取らなくても、普通と一緒に居るのが当たり前になると良いなと思ってる。陰ながら応援している。</p>
<p>【知ってほしい、一方で波風が立たないでほしい】 知識として LGBT のことを知ってほしいと思うが、埋没している自分にとっては波風立ててほしくない一面もある。(その他 50代)</p>	<p>【犯人探しのようなことに巻き込まれたくない】 性別適合手術を終え、かなり年数が経っているので犯人探しのような事に巻き込まれたくない。</p>
<p>【何も反映されないならアンケートの意味はない】 何事にも反映されていないのでは、アンケートは意味が有るのか。(その他 40代)</p>	

参考 別紙2-1

第1回「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）」 条例検討会議（令和2年8月5日）の意見概要

1. 座長の最終まとめコメント

- 各委員の共通の方向性として以下の点を挙げられた。
- ・県民全体のための条例となること
 - ・具体的な実効性のある条例となること
 - ・子どもだけでなく大人の意識改革が大事であるということ
 - ・制裁的な手法ではなく、支援や誘導的な手法が重要であり、アプローチは、個人と企業団体で分けて考えるべき。

2. 各委員の意見概要

（1）条例検討にあたって重要なこと

- ・性の多様性の課題は、当事者のニーズという観点でなく、権利の侵害という人権課題としてアプローチ（人権基盤型アプローチ）をすべきである。
- ・条例の範囲は幅広くしたほうがいいが、どこまでカバーするか。性的指向・性自認は全ての県民に関わることであり、当事者には障がい者もいるなどの交差性、重層性を意識することも大事。
- ・当事者、当事者の家族、当事者以外の三方よしの条例とするといい。県内に医療相談ができる窓口が望まれる。
- ・命を重んじるルールとするなど、伝統や過去の前例にとらわれることなく、新しい条例にしてほしい。
- ・国における基本法はないが、考え方として①理解増進法 ②差別解消推進法 ③差別禁止法の3つが考えうるが、三重県の考え方は②に近いように思うが、①理解増進が望ましい。
- ・本当は三重に住みたいのに上京する当事者が、将来三重に住みたいと思える条例となるように。アウティング禁止等への制約については、個人と企業・団体で議論を分けるべき。
- ・県内当事者アンケートにある声をしっかり反映した条例となり、当事者も含めた誰もがすこしやすいような社会となるとよい。
- ・当事者の生きづらさからの県外流出や自死は県全体での損失であり、その点からも県民全体のための条例の意味付けになると考える。

（2）県提示の論点に対する考え方について（主なもの）

- ①条例の趣旨・めざす社会について
 - ・性の多様性への理解を広め、社会の共通課題として推進するという目的でとどめず、解消や解決までを目的とすべき。
- ②カミングアウト強制及びアウティングの禁止と制裁について
 - ・カミングアウトの強制及びアウティングの禁止について、個人や企業・団体対象に盛り込むことには賛同するが、制裁的な手法ではなく、行政として支援（の介入を）していくべき。

- ・アウティングを起こさない取組を考えることが重要。
- ・性的指向又は性自認は、デリケートなことで言ってはいけないというが一般的になつておらず、共通認識は必要。
- ・アウティング禁止は賛成であるが、相談された側がどうすればいいか、相談するところの周知などを考えていいかといけない。
- ・制約を個人に課すのはハレーションなどもあり時期尚早である。企業団体においては議論の意味はある。
- ・個人のレベルでの禁止、罰則は冷たい社会につながりかねない。禁止は手段であり「差別をしてはいけない」ということと違う。大阪府は理解増進の条例であり、東京都も条例では差別禁止を明記したが、その基本計画では差別禁止を明示していない。
- ・罰則など制裁的手法は学校なども従うなど強いメッセージになると思う。

③政策のあり方（条例の実効性）

- ・ダイバーシティ＆インクルージョンのインクルージョンが重要であり、難しい。人権をどう保障するのか、何を学ぶのかではなく、どう学ぶかが大変重要である。
- ・県提示の取組方向である3本の柱「理解促進」「相談支援」「社会的な障壁の除去」について、差別も障壁にあるため、ここについては、「理解促進」との整理を考えられたい。
- ・トランスジェンダーへの取組は、理解でなく、支援が重要
- ・条例に基づき、今後5年間、県はどのような計画で、何を優先して取り組むのかということも論点整理が必要である。
- ・企業表彰、調達制度での優遇など誘導的な手法も検討してはどうか。

④パートナーシップ制度について

- ・具体的な先行事例など基に議論が必要である。
- ・導入済みの他自治体との連携についても視野に入れるとよい。

⑤教育

- ・人権教育については、就学前教育からするのが当然である。
- ・多目的トイレ利用や頭髪の自由を認めるなど、学校から社会を変えていくことが重要である。
- ・大人の理解が必要である。学校であれば、保護者や地域の人への教育が重要。特に50歳以上へのアプローチが必要。

⑥就労

- ・中小企業への啓発が必要であるし、その啓発後に行動につながるかが重要である。

⑦その他

- ・小さなコミュニティでは同調圧力が働きやすいが、それをいい面に働くことを考えるといい。
- ・当事者以外の声など多くの意見を聞くことも重要
- ・情報の重要性

以上

参考 別紙2-2

**第2回「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）」
条例検討会議（令和2年8月31日）の意見概要**

<主な意見概要>

①基本理念、めざす社会について

- ・構造化、制度化された差別をなくすということが重要なポイント。
- ・安心して暮らせるだけでなく、安心して学べる、働くことができる社会に。
- ・当事者やその家族が、条例があることによって、もともとあるべき家族（関係）というものを取り戻せるような意味合いも大事にしたい。また、条例が少数者に寄り添うだけでなく、条例が例えれば、雇用主を守ることにつながるような、むしろ三重県全体を強くするものに。

②責務

- ・県は基本計画を策定し、実施するだけでなく、報告、公表をすると明記すべき。さらに学校、事業者にも計画作成等を規定してはどうか。
- ・県以外のところに計画作成をお願いするのは難しいかもしれないが、県の基本計画は、継続的にチェックすることが必要。

③性の多様性に関する共通認識（差別等の禁止規定）

- ・包括的に差別を禁止した上で、カミングアウトの強制及びアウティングの禁止を盛り込んだ点がいい。
- ・禁止をするのであれば、差別の定義を明示する必要がある。誰がどの範囲で決めるのか。一方で、差別をしてはならない、カミングアウトの強制やアウティングをしてはならないということを明示することについて異論があるわけでないが、「禁止すること」は反対である。
- ・アウティングは恒常的に起こっている問題。定めることで、職場など世の中が変わってくる。
- ・「禁止」という言葉の問題はさておき、「してはいけないこと」の内容は明示すべき。

④条例の実効性（基本的な施策）

- ・いろいろなアプローチから、当事者アンケートなどにあった不安というものの解消をめざした条例を。
- ・県の施策で性の多様性へ「配慮」するということに関しては、配慮はソフト、ハードも含むのか。「配慮」するということに関しては、ここでいう「配慮」は、障害者差別解消法でいう「合理的配慮」と同意義で「配慮」は「調整を図る」ということ。
- ・県は相談窓口を充実させ、県に寄せられた相談や声に対して、例えば、調査、聴取するなどの救済の仕組みを整えることで、実効性が担保できるのではないか。
- ・学校や事業者が相談できるような体制づくりが必要。
- ・施策において、規則やトイレなど設備の見直しなど、より具体的な記述ができるいか。例えば、学校での多目的トイレ、更衣室など環境整備は具体的に記載してほしい。
- ・学校の研修に関しては、学校職員、教職員だけでなく、スクールカウンセラーも対象とするよう記述してほしい。多目的トイレの整備を求める。
- ・わかりやすい広報や、聞くだけでなく、知る、見るなど啓発の工夫が必要。行政には当事者コミュニティの交流の支援もしてほしい。

⑤パートナーシップ制度について

- ・条例での制度は大賛成
- ・制度は大賛成。議会で承認いただき、制度を機会に知る機会が増えるといい。
- ・条例で制定し、制度と啓発の両輪で進めてほしい。カップルの一方が三重県に在住、在学、在勤であれば認める対象の広いものに。
- ・個人の想いとしては、制度はあってもいいと思うが、利用しようと思っても、周りに啓発がなされてない中では、制度は対立を生む。啓発が先である。
- ・某区パートナーシップ制度の条例があった成果として、私自身が病院で手術の同意手続きをスムーズにできた経験から、必要性を強く感じる。
- ・同性パートナーが社会で認められるためにも、議会で議論のうえ条例で制度を作り、しっかりと位置付けられることは大事。

⑥性別表現（振る舞う性、外面に表れる性別についての自己表現）

- ・教育現場での制服、髪型は、当事者に限らず自由を保障することが重要
- ・性的指向、性自認などと「など」をつけて性別表現についても含めてはどうか。
- ・個性の尊重は重要で、幅広く考えることには賛成。ただ「男らしさ」、「女らしさ」をいいと思う人もおり、これを全面否定してはいけない。性別表現は強要されるべきでないというところまでは、共通認識としてもてる。

⑦その他

- ・中高生にもわかりやすい言葉で記述。
- ・三重県条例が他県の手本となるように。

以上

参考 別紙3

各方面への聴取概要（令和2年8月実施）

団体	聴取要旨
【事業者】 県内経済団体	<ul style="list-style-type: none"> ・性の多様性について「正しく理解している」人は少ない。そのためには、まずは「知ること」、そして「知って理解につなげることが大切である。また、入口を広げるためには、分かりやすい表現を心掛ける必要がある。 ・これからはLGBTに理解のない企業に、人材は集まらなくなる。 ・経営者を含む年配の人と、若者では性の多様性に関する意識にギャップがある。若い就労者が働き続けやすくなるよう、条例を制定し周知する必要がある。 ・事業所において注意すべきこと、何がよくて何がいけないのか、どうしたことから始めるのかなど、経営者が性の多様性について勉強し、理解してもらうための働きかけや、そうした場（機会）が必要。 ・これまでの常識を全て否定するのではなく、選択でき、多様な考え方が認められることが望ましい。 ・改正労働施策総合推進法によるLGBTに関するパワハラ防止対策の強化やセクハラ防止対策強化について、団体から経営者に周知することが必要。 ・条例をつくることは、（性の多様性を認め合う社会を）みんなで目指し、意識を高めていく大きな一歩となる。 ・企業の取組の好事例を顕彰し水平展開できるよう、条例に記載してはどうか。 ・「多様な性的指向・性自認に関する職員ガイドライン」は非常に分かりやすく、このようなものがあると、事業者等に知ってもらいやすい。
【事業者】 県内労働組合（連合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントの防止についても、法改正がされることで、各企業の意識が変わってきた。SOGIについての条例の制定は、非常に意味があると思う。 ・職場は人生の多くのを過ごす場となりえ、上司、部下などの上下関係もあり、SOGIハラなどが起こりやすく、条例においても職場のことは重要である。 ・職場環境については、上司、部下の関係だけでなく、働く仲間の関係性も非常に大切である。 ・理解を深める教育啓発とともに、禁止とすることによる意識づけが必要と考える。 ・カミングアウトの強制やアウティングは、人生を否定したり、命に関わる場合があったりするので、そのつもりはなかったでは済まされないものであるため、カミングアウトの強制やアウティングの禁止を盛り込むべきである。 ・個別企業の好事例などの事例を集めるとよい（協力したい）。 ・条例を機にメッセージ性のある発信をしていくことも重要である。

※あくまで現段階で聴取をした学校の事例であり、県立高校の全体の状況を示すものではありません。

団体	聴取要旨
【学校】 県立高校 ※対応事例有	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者本人や保護者の思いを聞き取るだけでなく、他の生徒の反応も大事にしながら、生徒一人ひとりの思いに寄り添う姿勢を大事にしている。 ・校長、担任、養護教諭、他の先生などみんなで相談しながら、本人、保護者や他の生徒などとも対話をしつつ、場面、場面で丁寧に対応を検討している。（担任の先生と校長先生もコミュニケーションを密にとられ、学校全体で対応していることがうかがえた。） ・担任が周りの生徒への理解の促し方などについて尋ねたい場合に、外部の機関で相談できる先がないか困ったことはある。 ・性の多様性に限らず、多様な価値観を認め、生徒一人ひとりの違いを尊重し、サポートすることが重要である。生徒も教員も誰も、一人にしないということが大事である。 ・集団生活の中で、差別や偏見がでてくることがあるが、これを学校全体の課題ととらえ、学びにつなげている。 ・学年ごとに講演会をし、性の多様性や、アウティングをしてはいけないことも伝えている。
【学校】 県立高校	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校とも、性の多様性については、出来る範囲では対応しようとしていると思う。 ・人権学習のテーマの1つにし、学年全体で学べるようにしている高校も少なくない。それにともない、教職員研修を実施する必要性が生じている。 ・生徒が相談できる体制という意味では、現状は不十分であろう。例えば、LGBT の講演会のあとで、講師との座談会を開催し、気になる子が集うというのも相談の機会の提供であろう。外国児童には対応できるスクールカウンセラーがいるように、性の多様性に対応できる専門のスクールカウンセラーがあってもいい。ハードも伴うが、相談しやすい空間づくりも重要である。 ・トイレ、更衣室などもハード面であるが、ここも変わっていかないとこともある。 ・学校は、カミングアウトができる（しやすい）環境をつくっていくことが重要である。 ・県としてパートナーシップ制度の導入をしないのか。導入がされれば、見える化され、ロールモデルが示されることになり、子どもたちにわかりやすく、教育も変わってくると思う。制度が社会の空気感を変えていくと思う。

参考 別紙4

自治体パートナーシップ制度について

(1) 制度のパターンについて

自治体におけるパートナーシップ制度は、性の多様性に関する施策の一つで、自治体が同性カップルなどの当事者2人がパートナーであることを示す証書を発行する制度です。全国においては、50超の自治体が導入し、多くは基礎自治体（市区町村）ですが、都道府県では、大阪府と茨城県が導入をしています。三重県内では、2016年4月に伊賀市が導入し、2020年7月にはいなべ市が導入しています。

都道府県で実施する場合、市町で実施する場合、制度の根拠を条例とする場合、要綱とする場合、申請の必要書類に公正証書を求める場合や、有効期間を設ける場合などがあります。

制度の根拠	対象	申請に必要な書類	パートナーシップ証書による行政の対応	備考
・条例 ※議会の議決が必要 もしくは ・要綱	(例) ・同性カップルなど、性的指向又は性自認を理由に婚姻できない方を想定 ・双方又は一方が区域に居住（転入予定） ・成年であること ・配偶者がいないこと ・他の人とパートナーシップ制度等を利用してないこと (一部自治体) 事実婚関係の異性カップルも対象	【A】（標準的な例） ・住民票の写し ・戸籍謄本（独身証明） ・本人確認書類 【B】（一部自治体は上記に加えて） ・両者の関係の確認・宣誓や、共同生活における協力、費用負担の義務などを定めた契約書（公正証書又は私文書認証を受けたもの） 【C】（1自治体） 【A】、【B】どちらにするか申請者が選択	(例) 公営住宅入居申込可能 公営病院で家族同様の扱い可能	(例) 有効期間を設けている一部自治体の例もある 公正証書又は私文書認証は、契約書作成や認証の一定の費用（自己）負担が発生する

(2) 主な効果と課題について

①制度の効果と課題

- ＜効果＞ (例) ・公にパートナーとの存在を認められたという当事者の心理的な肯定感。制度を利用したいと思うカップルにとっては選択肢の一つとなる
 ・多くの導入自治体では「公営住宅への入居条件の緩和」などを実施。民間サービス（保険における家族同様の扱い、サービスの家族割引適用など）の適用が広がる可能性がある
 ・地域社会における同性パートナーに対する理解につながっていくという可能性がある
- ＜課題＞ (例) ・パートナーシップ証書は法的拘束力があるものではない
 ・パートナーシップ証書を提示された場合、それをどう扱うかは、民間サービス事業者の判断に委ねられる
 ・各自治体の独自の施策であり、導入された自治体内に居住していないと利用できない

②県が導入することの効果と課題

- ＜効果＞ (例) ・県内各市町における制度の導入状況にかかわらず、県民の利用が可能である（制度の適用範囲が県内全域に広がる）
- ＜課題＞ (例) ・婚姻届けであれば、各市町で受理されるが、パートナーシップ制度の申請を県にしなければならない

(3) 制度に対する様々な意見について

(例)

- ・パートナーシップ制度は、市町村単位で増えていくことは、それはそれで良いことだが、三重県全体に広がるまでにまだまだ時間がかかりそう。制度を作れるなら、作った方が理解も一気に広げられる。
- ・県としてパートナーシップ制度の導入がされれば、見える化され、ロールモデルが示されることになり、子どもたちにわかりやすく、教育も変わってくると思う。制度が社会の空気感を変えていくと思う。
- ・パートナーシップ制度を導入していない地域が多いため、パートナーシップ制度を導入している都内に引っ越した。本当は地元で利用したかった。
- ・制度がないことが原因で自分らしく生活できなかつた方が、行政に認められることによって自己肯定感が高まり、自分らしく働くことができる。
- ・パートナーに何かあったときに他人としての対応ではなく異性愛者の既婚者と同等の対応ができるようにしてほしい。
- ・条例での制度は賛成。議会で承認いただき、制度を機に、知る機会が増えるといい。
- ・条例で制定し、制度と啓発の両輪で進めてほしい。カップルの一方が三重県に在住、在学、在勤であれば認める対象の広いものにしては。

- ・利用しようと思っても、周りに啓発がなされてない中では、制度は対立を生む。啓発が先である。時期尚早である。
- ・制度利用者が非常に少ない現実を踏まえるべきである。利用者が少ない理由はこの制度がカミングアウトを前提にしている事に一因があると思われる。特に人間関係が密な三重のような地域において理解や認知が遅れており、当事者はカミングアウトを望まないと思われる。仮に同制度を利用することによる利益があったとしても、その利益を享受できる当事者はカミングアウトできる者に限定され、カミングアウトできる者と出来ない者との間の溝を広げることになり得る。
- ・パートナーシップ制度は県がやるべきでは無いだろう。県は、届出や受理する機関ではなく、市町がやるべき。
- ・議論がまだ十分ではない。一部の当事者、活動家の意見を基本として進めている。
- ・要綱方式は、議会制民主主義、二元代表制の軽視ではないか。

- ・パートナーシップ制度は「ニーズ基盤」ではなく、「人権基盤」（どういった基本的人権が剥奪されてきたのかという視点）で議論していく必要があると考えている。「ニーズ基盤」で議論することの危うさは、そのエビデンスとして「数（量）」に关心が注がれてしまう点にある。
- ・結婚制度（同性婚を含む）とパートナーシップ制度が両立し、選択できる社会が理想だと思う。
- ・県でパートナーシップ制度を導入し、その後は、県内各市町でも制度が導入されるよう働きかけてほしい。
- ・県で導入するのであれば、導入済みの他自治体との連携についても視野に入れるとよい。

5 第3次三重県男女共同参画基本計画（中間案）について

1 趣旨

「第3次三重県男女共同参画基本計画」（令和3年3月策定予定）について、令和2年5月から9月にかけて、三重県男女共同参画審議会を6回開催し、有識者等からご意見をいただき、中間案（別冊3）を取りまとめました。

2 中間案の概要

（1）計画期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間

（2）めざす姿

- ・一人ひとりが性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められ、対等な立場で社会のあらゆる分野と共に参画し、責任を分かち合う、男女共同参画社会の実現をめざします。
- ・計画を推進するにあたっては、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすSDGsの考え方を取り入れ、各目標（ゴール）との関連性を明らかにし、分野横断的に取り組んでいきます。
- ・また、ダイバーシティの視点をふまえ、多様な主体が参画・活躍できる社会の実現という観点から、各取組を推進していきます。このうち、人口の半分を占める女性の参画は未だ途上にあることから、その参画・活躍の拡大に向けた取組を展開していきます。
- ・さらに、令和2（2020）年度内の制定をめざす「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」に基づく計画として位置づけ、性を理由として生じるさまざまな課題の解消を図っていきます。
- ・こうした取組を推進していくことは、ひいてはSDGsがめざす持続可能な社会、ダイバーシティ社会や多様な性的指向・性自認を認め合う社会の実現に寄与するものであり、相互に補完し合うものです。

（3）施策

以下の3つの基本方向により施策を推進します。

【基本方向Ⅰ】職業生活における女性活躍の推進

雇用等の分野や自営業における女性活躍の推進に向けて、意思決定の場への女性の参画に向けた取組を展開するとともに、男性中心型労働慣行を見直し、仕事と子育て・介護を両立でき、誰もが能力を発揮できる環境の整備に取り組みます。

【基本方向Ⅱ】男女共同参画を推進するための基盤の整備

県や市町等の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、男女共同参画や多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けて意識の普及や教育等の取組を推進します。

【基本方向Ⅲ】誰もが安心して暮らせる環境の実現

多様な主体の参画・活躍に向けた環境の整備等に取り組むとともに、家庭・地域における活動や健康づくりに向けた支援を推進します。また、男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組を展開します。

(4) 推進体制等

- ・府内推進組織である、「三重県男女共同参画推進会議」や「三重県ダイバーシティ社会推進本部」を活用し、男女共同参画や多様な性的指向・性自認に関する施策を総合的に推進します。
- ・実施計画を策定し、施策の進行管理を行うとともに、年次報告書を毎年1回作成し、議会に報告・公表します。
- ・三重県男女共同参画審議会において、県の施策の実施状況について評価を行うとともに、知事への提言等を行います。

3 今後のスケジュール（案）

年月	第3次三重県男女共同参画基本計画	性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）
令和2年 10～11月	パブリックコメントの実施	パブリックコメントの実施
	三重県男女共同参画審議会 (最終案の検討)	有識者等条例検討会議 (あり方(最終案)の検討)
	環境生活農林水産常任委員会 (最終案の説明)	環境生活農林水産常任委員会 (あり方(最終案)の説明)
令和3年 1月	三重県男女共同参画審議会 (答申)	
	議案提出	議案提出
	計画策定、公表	条例公布

第3次三重県男女共同参画基本計画(中間案)の概要

めざす姿～男女共同参画社会の実現～

一人ひとりが性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められ、対等な立場で社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う社会。

背景

- ・少子高齢化の進行
- ・人口減少社会の到来
- ・経済のグローバル化
- ・共働き世帯の増加
- ・世帯構成の変化
- ・女性の就業率の高まり
- ・価値観、ライフスタイルの多様化
- ・女性活躍の動きの拡大
- ・ダイバーシティ社会の実現
- ・国際的な動きへの対応～持続可能開発目標(SDGs)の達成
- など

計画の期間

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間
※SDGs(持続可能な開発目標)の目標年とも整合

計画の位置づけ

○男女共同参画社会基本法

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

○女性活躍推進法

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

○三重県男女共同参画推進条例

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定する。

○性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例(仮称)

県は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本計画を策定し、当該基本計画に基づいた施策の実施状況を、継続的に公表するものとする。

SDGsのゴールに寄与

ゴール5, 10, 17は計画全てに共通



計画の構成

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景と主旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

第2章 計画策定の方向性

- 1 国内外の情勢
- 2 三重県の動向
- 3 第2次三重県男女共同参画基本計画の総括
- 4 計画の目標

第3章 施策体系と施策内容

- 1 施策体系
- 2 計画の重点事項
- 3 計画の体系図
- 4 施策の内容

基本方向I 職業生活における女性活躍の推進

- I-I 雇用等における女性活躍の推進
- I-II 自営業における女性活躍の推進
- I-III 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備の推進

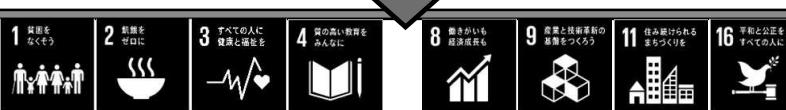
基本方向II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

- II-I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- II-II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本方向III 誰もが安心して暮らせる環境の実現

- III-I 多様な主体の参画・活躍に向けた支援と環境の整備
- III-II 家庭・地域における活動の推進と健康の支援
- III-III 男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組

第4章 計画の推進



6 令和2〔2020〕年版 三重県男女共同参画年次報告書について

「三重県男女共同参画推進条例」（平成13年1月施行）第12条の規定に基づき、「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」（計画期間：平成29年度～令和2年度）に掲げる各施策の令和元年度の実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。

1 年次報告書の構成

年次報告書は、次の項目により構成しています。

- (1) 県の自己評価（令和2年版成果レポートのうち施策212）
- (2) 県の男女共同参画推進の体系
- (3) 三重県における男女共同参画の現状
- (4) 第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）に基づく令和元〔2019〕年度事業実施概要
- (5) 資料（目標値、参考データ、県内外の主な動き等）

2 年次報告書の概要

（1）職業生活における女性活躍の推進

○ 雇用等における女性活躍の推進

- ・UN Women（国連女性機関）が展開する「HeForShe」（女性の地位向上に男性の参加を呼びかける社会連帶運動）の趣旨の浸透を図るため、社内の「仕組み」を変えることで「行動」が変わり女性の活躍につながった取組事例を公募・顕彰する「エンジ・デザイン・アワード2020」を実施しました。
- ・将来管理職等リーダー層での活躍が期待される女性を対象にした「みえの女性リーダー育成講座『みえたま塾』」を開催しました。
- ・「女性の大活躍推進三重県会議」の会員数は507団体、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく一般事業主行動計画等の策定団体数は553団体となり（いずれも令和元年度末）、県内の女性活躍推進の気運は高まりを見せてています。
- ・「三重県内事業者労働条件等実態調査報告書」等では、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所、多様な就労形態を導入している事業所、女性が長く働く環境づくりに取り組む意向を持つ事業所の割合は、いずれも年々増加の傾向にあります。

【課題】

- ・女性活躍推進法の理念である、自らの意思によって働きまたは働くとする女性が、その思いを叶えることができる社会の実現に向け、長時間労働を前提とした働き方の改革や女性の職域拡大、男性の育児参画等をさらに推進していく必要があります。

(2) 男女共同参画を推進するための基盤の整備

○政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- ・県と市町の審議会等における女性委員の割合は、平成30年度の27.5%（県32.1%、市町26.8%）に対して、令和元年度は28.1%（県31.9%、市町27.6%）と0.6ポイント増加しました。
- ・県の審議会等における女性委員の割合が委員総数の40%以上60%以下となる構成をめざし、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、各部局へ働きかけを行いました。

【課題】

- ・特に女性の割合が低い分野において、人材の育成・発掘に一層力を入れて取り組むとともに、女性の意見を反映していく必要性を社会全体で共有できるよう、啓発等を推進していく必要があります。

○男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

- ・令和元年度の県e-モニター調査では、「男は仕事、女は家庭」の考え方に対する賛成割合は前年度比5.7ポイント減の23.7%と、性別による固定的役割分担意識は徐々に改善されてきていることが窺えます。しかし、社会全体において男性が優遇されていると感じる割合は前年度比4.6ポイント増の67.3%と、男性優遇感が高くなっています。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、職員が団体等に出向いて講演する「フレンテトーク」（年128回）を行うとともに、市町と連携し、県内各地で「三重県内男女共同参画連携映画祭2019」（19回）を開催し、啓発に取り組みました。

【課題】

- ・性別による固定的役割分担意識の解消や、男女共同参画の一層の普及・啓発をめざし、引き続き、市町や関係団体、企業等と連携し、取組を進めていく必要があります。

(3) 男女が安心して暮らせる環境の実現

○家庭・地域における男女共同参画の推進

- ・県内における女性自治会長の割合は、平成19年度の2.0%から緩やかに増え、令和元年度は4.5%となりましたが、依然として低い水準です。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画について男性の理解を促す講座や、地域での活動を通じて女性の社会参画や意思決定の場への参画を促すエンパワーメント講座を開催し、家庭・地域での行動変容に取り組みました。

【課題】

- ・人口減少や少子高齢化が加速する中で、地域の活力を維持するためには、多様な地域課題に対して、性別に関わらず一人ひとりが対等な立場で参画していくことが求められるため、効果的な働きかけを行っていく必要があります。

○男女共同参画を阻害する暴力等への取組

- ・県内におけるDV相談件数は、令和元年度は2,001件と、4年ぶりに増加しました。県の「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」（令和元年度）では、DVの被害を受けた時に「相談・連絡しなかった、できなかった」の割合が55.3%と最も高くなっています。
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中に街頭啓発（29か所）を実施するとともに、「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。また、県内23市町においてもパネル展示等の連携事業に取り組みました。

【課題】

- ・暴力を容認しない社会づくりに向けた啓発に取り組むとともに、DV等の被害が潜在化することのないよう、関係機関と連携しながら、相談窓口の周知等を引き続き進める必要があります。

3 今後の取組方向**(1) 職業生活における女性活躍の推進**

- ・企業や団体等に「女性の大活躍推進三重県会議」への加入の働きかけを継続するとともに、新たな取組として、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等の策定支援（常時雇用労働者数100人以下の団体等）に取り組みます。また、UN Women（国連女性機関）と連携し、女性の地位向上に向けたトップおよび男性の行動変容にも取り組みます。

(2) 男女共同参画を推進するための基盤の整備

- ・県の審議会等のうち、女性の割合が低い分野や委員の改選を迎えるものについて、女性人材に関する情報を積極的に伝達し協議するなど、女性委員の選任を働きかけていきます。また、市町に対しては、こうした県の取組について情報提供を行うなど、審議会等における女性委員の選任がより進むよう働きかけを行います。
- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県民の皆さんのニーズに合わせた講座の実施やフレンテトークを継続し、市町等とも緊密に協力しながら、より効果的な意識啓発を推進していきます。

(3) 男女が安心して暮らせる環境の実現

- ・県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男性の家庭・地域・職場での実践につながる講座や、女性の社会参画や意思決定の場への参画を促すエンパワーメント講座を開催し、家庭や地域での行動変容に引き続き取り組みます。
- ・DV等の暴力を許さない意識の醸成に向けて、警察、市町、関係機関・団体等と連携し街頭啓発等を継続して実施するとともに、相談窓口の周知・広報に取り組みます。さらに、性犯罪・性暴力被害者が安心して相談や必要な支援を受けることができるよう、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の一層の周知を図るとともに、関係機関との連携をさらに進めています。

第二期実施計画（改訂版）における基本施策の指標一覧

I 職業生活における女性活躍の推進

I－I 雇用等における女性活躍の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和2年度）
◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数（累計）	(令和元年度) 553団体	500団体

I－II 農林水産業、商工業等に係る自営業における女性活躍の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和2年度）
女性委員が任命されている農業委員会の割合	(令和元年度) 82.8%	100%

I－III 仕事と子育て等の両立できる環境整備の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和2年度）
◎保育所の待機児童数	(令和元年度) 109人	0人

II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

II－I 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和2年度）
◎県・市町の審議会等における女性委員の割合	(令和元年度) 28.1%	30.0%

II－II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和2年度）
◎あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	(令和元年度) 37.8%	49.4%

III 男女が安心して暮らせる環境の実現

III－I 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本施策の指標	現状値	目標値（令和2年度）
自治会長の女性割合	(令和元年度) 4.5%	5.2%

III－II 生涯を通じた男女の健康と生活の支援

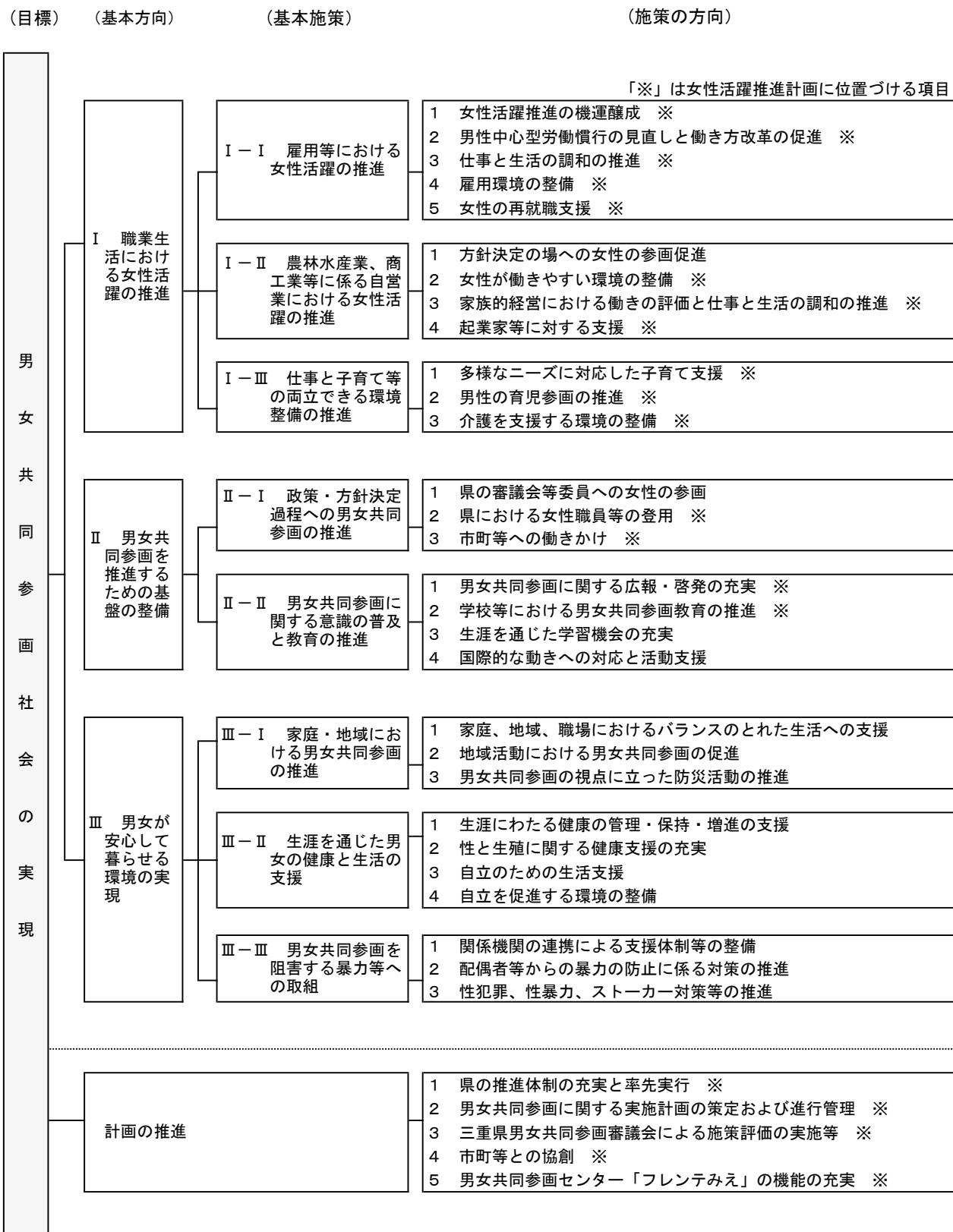
基本施策の指標	現状値	目標値（令和2年度）
◎健康寿命	(平成30年) 男性 78.7歳 女性 81.1歳	(令和元年) 男性 78.6歳 女性 81.1歳

III－III 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

基本施策の指標	現状値	目標値（令和2年度）
◎性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数（累計）	(令和元年度) 49団体	61団体

◎は「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」における目標項目

第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）の体系〔平成29（2017）年度～令和2（2020）年度〕



7 令和2年版 三重県飲酒運転0をめざす年次報告書について

「三重県飲酒運転0をめざす条例」（平成25年7月施行）第6条第4項の規定に基づき、「第2次飲酒運転0をめざす基本計画」（計画期間：平成28年度～令和2年度、以下「基本計画」という。）に掲げる各施策の令和元年度の実施状況等について、年次報告書として取りまとめました。

1 年次報告書の構成

年次報告書は、次の項目により構成しています。

- (1) 基本計画の概要
- (2) 三重県の飲酒運転の現状
- (3) 令和元年度の数値目標達成状況と課題
- (4) 基本計画に基づく令和元年度の取組と課題
- (5) 今後の取組方向
- (6) 基本計画に基づく令和元年度の具体的な取組状況

2 数値目標の達成状況

目標項目	実績値	目標達成状況
飲酒運転人身事故件数	36 件	0.64
ハンドルキーパー推進店等の指定	8,296 店	0.88
各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育実施率	100%	1.00
飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率	100%	1.00
飲酒運転違反者の受診率	40.5%	0.83

※詳細は別表参照

3 年次報告書の概要

(1) 規範意識の定着

①飲酒運転防止のための取組

飲酒運転の根絶は、「三重県交通安全県民運動実施要綱」の重点目標の一つとしており、各種広報啓発、飲酒運転違反取締り等に取り組みました。

【課題】

飲酒運転による人身事故は条例施行後、減少傾向にありますが、未だに飲酒運転が根絶しない現状にあることから、飲酒運転根絶のためには、さらなる飲酒運転防止意識の醸成・定着が必要です。

②教育機関等による教育

県教育委員会では、学校での飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えるとともに、各学校では保健の学習等において指導教育が行われました。

講習実施機関では、運転免許の各種講習で飲酒運転防止教育を実施しました。

【課題】

飲酒運転の根絶をめざすためには、発達段階に応じた段階的な教育の実施により、飲酒運転防止意識を定着していく必要があります。

(2) 飲酒運転の再発防止

①飲酒運転の再発防止のための措置

県に設置した「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」（以下「相談窓口」という。）では、専門の相談員が、飲酒運転違反者および家族等からの「アルコール依存症に関する受診義務」に伴う相談や要望に対して、積極的な情報提供を行いました。

警察本部では、取消処分者講習、停止処分者講習において飲酒運転防止教育を実施し、飲酒運転の再発防止のための運転者教育を推進しました。

【課題】

飲酒運転の再発防止には、違反者本人が強い自覚を持つことと、家族や事業者等の周囲の協力を得て飲酒運転を防止すること等の環境づくりに取り組んでいく必要があります。

②飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症およびその疑いがある者への対策

県では、飲酒運転違反者に対して、指定医療機関等を記載した受診義務通知や、「相談窓口」における飲酒運転違反者や家族からの相談に対して適切な助言指導を行うことにより受診率の向上に努めています。

令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大が大きく影響し、指定医療機関を受診できない状況が続いたことから受診率が低下し、目標には達しなかったものの、40.5%となりました。

また、専門的な検査を行う医療機関を33機関指定し、受診しやすい環境づくりにも努めました。

【課題】

さらなる受診率の向上につなげるために、条例の趣旨、アルコール依存症に関する正しい知識の普及や、受診しやすい環境の整備を推進する必要があります。

4 今後の取組方向

規範意識の定着については、関係機関・団体と連携を密にした各種広報啓発活動に加え、新型コロナウイルス感染症対策を見据えメディア等を活用した広報啓発活動にも積極的に推進します。

また、飲酒運転の再犯防止については、アルコール依存症に関する受診促進を継続し、「相談窓口」においても相談者に対してきめ細かな助言・指導により受診を促すほか、専門的な検査を行う指定医療機関数を増やしていくなど飲酒運転の根絶に向けた取組を実施していきます。

なお、今年度については基本計画の見直し時期となることから、県内の飲酒運転を根絶するため、より良い計画を策定していきます。

(別表) 数値目標の達成状況

(1) 飲酒運転人身事故件数

(単位：件)

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
目標値		53	43	38	33	28	23
実績値	63	55	44	36	34	42	36
達成状況		0.96	0.98	1.06	0.97	0.67	0.64

(2) ハンドルキーパー推進店等の指定

(単位：店（事業所）)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
目標値		3,900	5,400	6,400	7,400	8,400	9,400
実績値	2,400	4,246	5,181	5,628	6,558	7,426	8,296
達成状況		1.09	0.96	0.88	0.89	0.88	0.88

(3) 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育実施率

(単位：%)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
目標値		100	100	100	100	100	100
実績値		100	100	100	100	100	100
達成状況		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

(4) 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科または特別活動等）(単位：%)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
目標値		100	100	100	100	100	100
実績値		100	100	100	100	100	100
達成状況		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

(5) 飲酒運転違反者の受診率

(単位：%)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
目標値				46	47	48	49
実績値		45.2	43.7	37.8	42.0	46.8	40.5
達成状況				0.82	0.89	0.98	0.83

三重県の飲酒対策の取組（条例の制定、計画の策定）

三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例 (H25.7.1施行)

飲酒運転の根絶策に関する施策の基本となる事項を定め、飲酒運転対策を総合的かつ計画的に推進することをめざして、条例を制定

規範意識の定着と再発防止対策を推進

三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画

飲酒運転の根絶に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために基本的な計画を策定

基本目標

- 飲酒運転事故件数

活動目標

- ハンドルキーパー推進店の指定
- 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率
- 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率
- 飲酒運転違反者の受診率

三重県：全国で7番目に制定

制定都道府県

北海道、宮城県、山形県、三重県、和歌山県、岡山県、福岡県、大分県、沖縄県 ※赤：受診義務 青：保健指導

三重県の特色

- 飲酒運転根絶のための知識の普及、教育を推進
- 飲酒運転違反者にはアルコール依存症の受診義務
- 飲酒運転相談窓口の設置

飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画の位置付け

三重県

三重県飲酒運転0（ゼロ）
をめざす条例

国

交通安全対策基本法

三重県飲酒運転0（ゼロ） をめざす基本計画

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画

第10次三重県交通安全基本計画

三重県アルコール健康障害
対策推進計画

各計画と整合を図り
取組を推進

三重県の具体的な取組

アルコール依存症の受診義務

目的

- アルコール依存症の早期発見
- アルコール依存症者による再犯未然防止

取組概要

受診義務は全国でも3例のみ！

- 飲酒運転違反者へ受診義務通知を発出
- 期限までに報告がない場合受診勧告実施

受診率

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
受診率	45.2%	43.7%	37.8%	42.0%	46.8%	40.5%

※他県受診義務の事例（福岡県：受診率58%（H30年度））

※保健指導の勧奨事例（北海道：受診率0.5%（H30年度））と比較して相当高水準

アルコール健康障害対策推進計画

条例に基づく医療機関の指定

指定医療機関数(R2.7.1時点)

	施設数	
精神科病院	9	医療機関指定研修、技術向上研修および指定医療機関会議を開催
精神科を標榜する診療所	3	
精神科以外の病院・診療所	21	
総計	33	

人材の育成・啓発



アルコール関連問題啓発
フォーラムinみえ

- ・ 医療機関との連携強化研修会
- ・ 「アルコール救急多機関連携マニュアル」を県内134機関配布
- ・ こころの健康センターによる「アルコール依存症」講演会
- ・ 「アルコール関連問題啓発フォーラムinみえ」

団体、事業者団体等の取組

関係者連携による三重モデルの取組

アルコール健康障害対策等の先進県！

- ・一般医と精神科医が連携した
アルコール健康障害患者への対処
- ・総合病院、保健所、警察、
アルコール専門医療機関等が
連携したアルコール救急対応の実施

→
アルコール健康障害
対策基本法(H25年)
制定の必要性根拠に！

不適切な飲酒は多問題を生じる



三重断酒新生会の取組

- ・アルコール依存症からの脱却を目的とした講演会や勉強会の開催
- ・一般県民に対しても飲酒運転根絶に向けた教育・啓発活動の実施



飲酒運転根絶啓発

事業者団体の活動

三重県バス協会、三重県トラック協会等の取組



運転前の飲酒検知

- ・従業員に対する飲酒運転防止教育の実施
- ・アルコールチェッカーを使用した飲酒検知

三重県小売酒販組合連合会の取組



未成年者飲酒防止啓発

- ・同組合員による酒類販売店への啓発、ポスター掲示、チラシ配布
- ・津駅、四日市駅で未成年者飲酒防止啓発

三重県安全運転管理協議会の取組

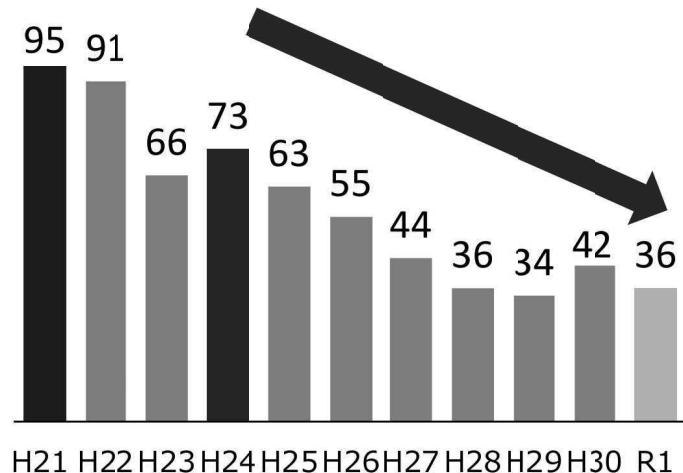


飲酒運転防止啓発ブース

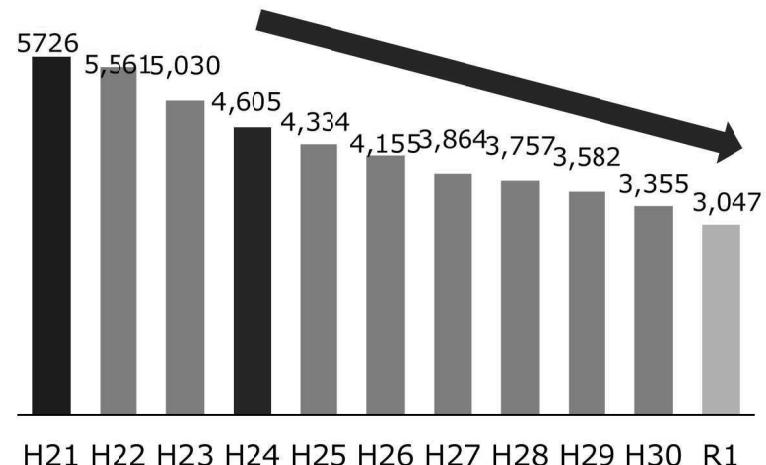
- ・安全運転管理者講習会等において、飲酒ゴーグル体験等、各種交通安全機材の貸出等
事業者への飲酒運転防止意識の普及啓発

飲酒運転事故の推移

三重県



全国



条例制定

直近10年間で62.1%減少

条例施行後7年間で50.7%減少

直近10年間で46.8%減少

7年間で33.8%減少

いずれも長期的には減少傾向にはあるが、
条例制定後の三重県の減少率は全国平均を1.5倍も上回る！

各年都道府県ランキング (登録自動車10万台あたり飲酒運転事故件数)

各県を同一の指標で比較

条例制定

直近5年連続ベスト5!

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1	大分県	岐阜県	岩手県	島根県	静岡県	山形県	岩手県	鳥取県	三重県	山形県	岩手県
2	秋田県	鳥取県	富山県	山口県	秋田県	鳥取県	秋田県	三重県	大分県	岩手県	新潟県
3	福井県	大分県	山口県	鳥取県	岩手県	岩手県	大分県	岩手県	秋田県	山口県	島根県
4	富山県	岩手県	島根県	秋田県	鳥取県	富山県	静岡県	秋田県	石川県	新潟県	鳥取県
5	山口県	東京都	三重県	石川県	神奈川県	秋田県	三重県	島根県	徳島県	三重県	三重県



17三重県

20三重県

16三重県

8三重県 8三重県

大きく改善!

全国 2 位

直近5年間トータル

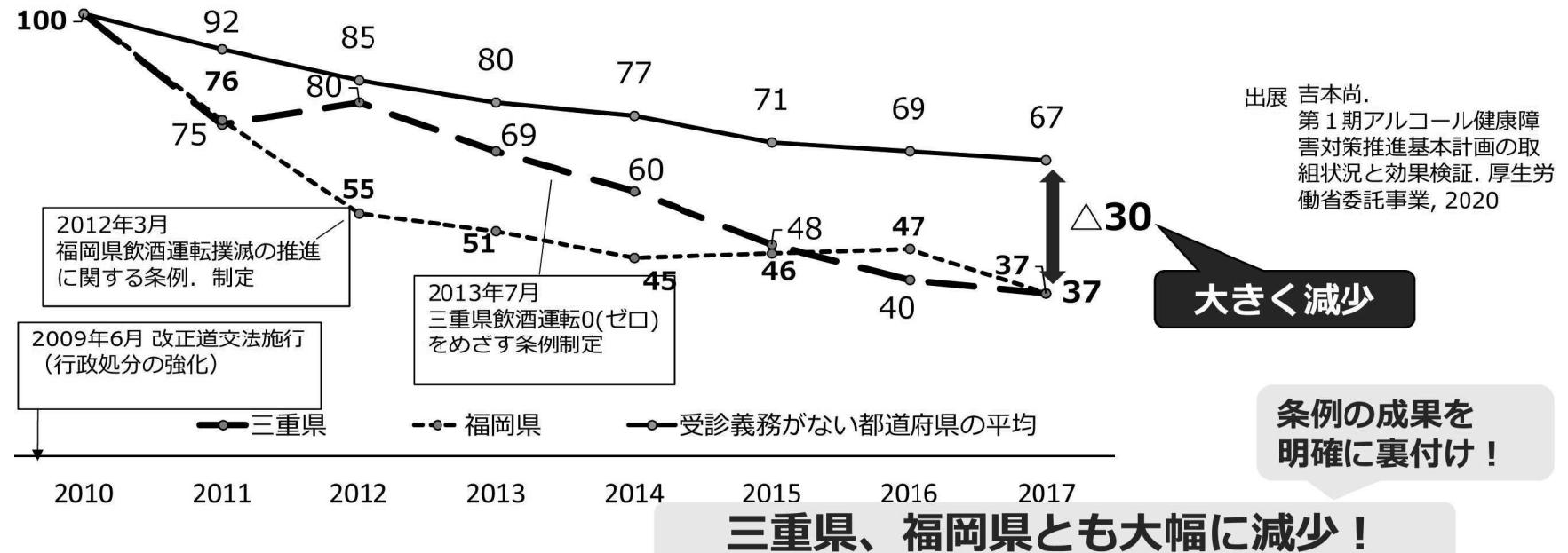
	県名	5年平均値
1	岩手県	2.37
2	三重県	2.54
3	秋田県	2.68
4	山形県	2.98
5	島根県	3.04

全国平均値4.32件

直近5年連続でベスト5に入っているのは全国でも三重県のみ!
→「オール三重」での取組成果!

飲酒運転〇（ゼロ）をめざす条例に基づく取組の検証と今後の取組

三重県、全国、福岡県の飲酒運転事故数の変化（2010年を100とした指数）



今後の取組の方向性

- 飲酒運転が少ない全国トップ県に！
- 再犯防止策、民間事業者等関係団体と連携した取組推進！

第3次三重県飲酒運転〇（ゼロ）をめざす基本計画策定
→更なる改善をめざしオール三重で「安全で安心な三重」を実現！

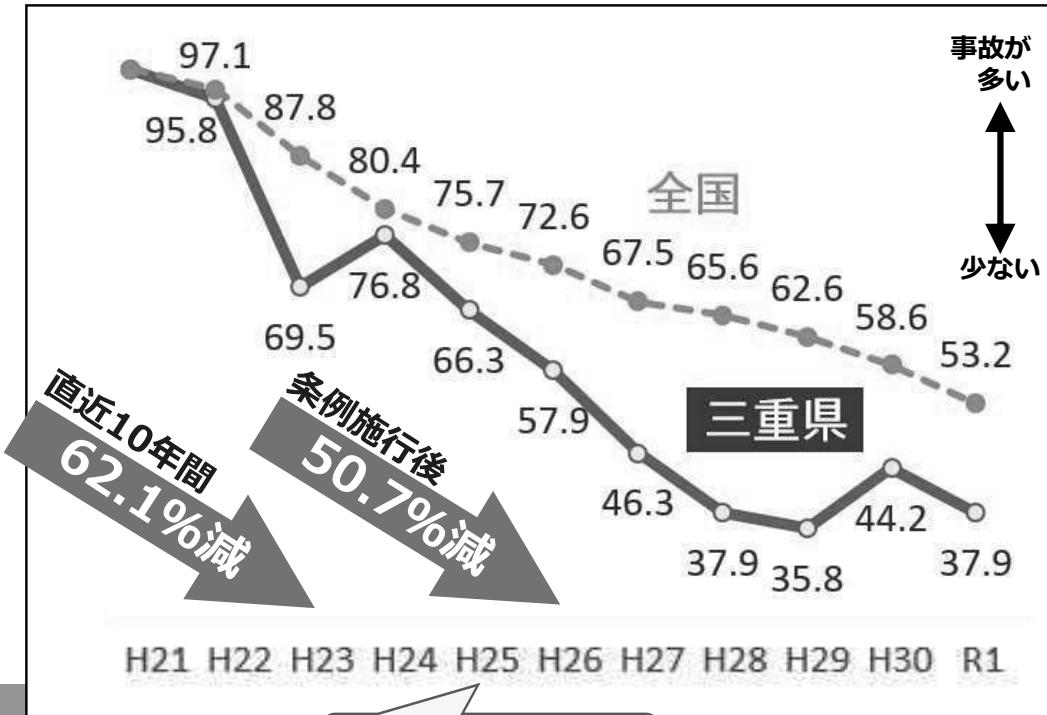
飲酒運転 0(ゼロ)をめざして 三重県

Mie
Prefectural
Government

県内の飲酒運転事故は全国を上回るペースで減少しています！

飲酒運転事故件数の推移

H21年度の事故件数を100とした場合



直近10年間
62.1%減

条例施行後
50.7%減

H25.7条例制定

登録自動車10万台当たり 飲酒運転事故件数

年度	全国	三重県	順位
H27	4.78	2.93	5位
H28	4.62	2.38	2位
H29	4.36	2.24	1位
H30	4.10	2.76	5位
R01	3.72	2.36	5位
5年平均	4.32	2.34	2位

直近5年連続のベスト5入りは
三重県のみ！

「オール三重」での
取組成果！

今後の方向性

- 飲酒運転が少ない全国トップ県に！
- 再犯防止策、民間事業者等関係団体と連携した取組推進！

8 「三重県交通安全条例（仮称）」の基本的な考え方（中間案）について

1 検討状況

今後の交通安全の取組を総合的に推進していくことができるよう、「交通安全の保持に関する条例」（昭和41年10月施行）の改正（令和3年4月施行予定）に向けて、令和2年8月21日に「第1回交通安全の保持に関する条例の改正にかかる検討委員会」を開催し、有識者、警察、市町および各種関係団体等からご意見をいただきました。また、関係部局と調整を行うとともに、自転車関係団体、保険業界団体、交通事故被害者等からもご意見をいただきました。

2 三重県交通安全条例（仮称）の基本的な考え方（中間案）の概要

（1）子ども、高齢者等への配慮

本県においては、高齢者の交通事故死者が高止まりしている一方、次世代を担う子どもを交通事故から守ることは、社会的要請であると考えるため、県民の皆さんおよび事業者に対して、子ども、高齢者等が、安全に道路を通行できるよう配慮することを規定します。

（2）飲酒運転の根絶

本県においては、「飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」に基づく取組の結果、飲酒運転事故状況は大幅に改善していますが、いまだ根絶には至っていないため、飲酒運転の根絶に関する取組を今後も推進していくことを規定します。

（3）歩行者のルール遵守

交通事故死傷者となった歩行者の多くが、一定の法令違反を起こしている現状をふまえ、自身の安全を確保するために、歩行者の法令遵守を規定します。また、「歩きスマホ」のような危険行為を慎み、他者に危険を生じさせないことを規定します。

（4）自転車運転者のルール遵守

自転車は、自動車と異なり免許、車検制度が存在せず、法令知識、点検整備が徹底されないまま運転ができてしまうため、改めて法令の遵守、点検整備を求めるとともに、他県において、高額賠償を伴う重大事故が発生していることもふまえ、歩行者および他の車両に対して配慮することを規定します

（5）自動車運転者のルール遵守

令和元年度に、「一般社団法人日本自動車連盟」（J A F）が実施した「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」において、本県は全国ワースト1となったことからも、歩行者保護意識が低い現状にあると考えられ、自動車運転者の行動変容を図るため、歩行者および他の車両に対して配慮することを規定します。また、「妨害運転（いわゆる「あおり運転」）」、「ながら運転」等が交通事故を引き起こす原因となることを改めて認識する必要があることを規定します。

(6) 高齢運転者の事故防止対策

全国的に高齢運転者が引き起こす社会的影響の大きい交通事故が発生しており、その要因としては、加齢に伴う身体機能、認知機能の低下が引き起こす安全不確認や前方不注意があげられることから、加齢に伴う機能低下の影響について教育を行い、自覚を促すことを規定します。

(7) 交通事故被害者等支援

交通事故による被害者およびその家族に対する支援の充実を図るため、総合的な支援体制の整備に努めることや、相談および情報の提供を行うことを規定します。また、交通事故被害者保護の観点から、自動車任意保険、自転車損害賠償責任保険等の加入啓発に努めることを規定します。

(8) 自転車損害賠償責任保険等への加入、加入の確認等

近年、全国で自転車事故による高額賠償請求事例が散見される中、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける条例を制定する都道府県が増加していることをふまえ、本県においても、自転車運転者等に自転車損害賠償責任保険等への加入、自転車小売事業者による購入者の保険加入状況の確認等を求めることを規定します。

(9) 先進安全運転技術等への対応

高齢運転者の事故防止や交通事故被害の軽減が期待される先進安全運転技術について、啓発を行うことを規定します。また、先進安全運転技術等を施策に活用していくことを規定します。

3 今後のスケジュール（案）

令和2年

10月～11月	パブリックコメント、市町への意見照会（基本的な考え方 (中間案)について意見公募)
11月	第2回検討委員会（最終案の検討）
12月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）

令和3年

2月	議案提出
3月	環境生活農林水産常任委員会
4月	条例施行

「三重県交通安全条例(仮称)」の基本的な考え方(中間案)の全体像

《前文》

- 県民誰もが安全・安心に生活できる三重の実現に向けた思い・決意
- どのような社会をめざすのかという理念
- 交通事故の悲惨さ(加害者も被害者も人生が変わってしまう)

《第1章 総則》

1. 目的
この条例は、交通安全に関し、県、市町、県民及び事業者の責務・役割を明らかにするとともに、高齢者や子ども等の交通弱者に対する配慮、県民及び事業者が取り組む活動などについて明記することにより、安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とします。

2. 県の責務
(1)総合的な施策の策定、実施。
(2)国、市町、県民、交通安全に携わる団体等との緊密な連携。
(3)県民、事業者の活動促進。

3. 市町の役割
(1)地域の実情に応じた施策の策定、実施。

4. 県民の役割
(1)自主的な交通安全に関する活動。
(2)県、市町等が実施する施策に協力。
(3)車両を運転する際、歩行者等の安全の確保。

5. 事業者の役割
(1)事業に使用する車両の安全運行。
(2)運転手の健康管理(脳MRI等)。
(3)従業員の交通安全教育。

《第2章 基本的施策》

- 6. 道路交通環境の整備
- 7. 子ども、高齢者等への配慮
- 8. 飲酒運転の根絶
- 9. 歩行者のルール遵守
- 10. 自転車運転者のルール遵守
- 11. 自動車運転者のルール遵守
- 12. 交通安全教育の推進
- 13. 広報及び啓発
- 14. 情報発信
- 15. 公共交通の利用促進
- 16. 高齢運転者の事故防止対策
- 17. 交通事故被害者等支援
- 18. 自転車損害賠償責任保険等への加入
- 19. 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等
- 20. 先進安全運転技術等への対応
- 21. 外国人に対する交通安全に関する知識の普及等
- 22. 交通安全運動
- 23. 表彰
- 24. 交通安全の日
- 25. 交通死亡事故多発非常事態宣言等
- 26. 財政上の措置